

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.82】

補 助 金 名 称	旭川育児院施設整備補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(事業費補助)					始期	H25		終期	R13
予 算 事 業 名	育児院施設整備補助金					(事業コード)		011103		
所 管 部 署	子育て支援 部		子育て支援 課			係	電話番号		内線 5284	
交付先(団体、個人等)	社会福祉法人旭川育児院									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		親のいない児童、病気や保護などで親が養育できない児童、虐待を受けている児童							
	(意図) どういう状態にしたい		育児院を整備することで、施設を利用している子どもたちの暮らしや社会的自立を支援する。							
対象事業等の内容	育児院の環境整備の推進及び設置者である社会福祉法人の財政的な負担の軽減を図るため、施設の整備に係る経費について補助を行う。									
積算方法	育児院の改築を行うため、交付決定額を独立行政法人福祉医療機構から借り入れした貸付資金総額で除した額に、当該市は来年度における支払元金を掛けた額。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 育児院定員数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	70	70	70	70	70					
成果指標と過去5年間の実績	① 育児院平均利用人数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	64	65	65	68	60					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		7,196	7,196	7,196	7,196	7,196
		事業者負担		3,249	3,199	3,150	3,100	3,050
		その他						
	収入合計		10,445	10,395	10,346	10,296	10,246	
	市補助率(%)		68.9%	69.2%	69.6%	69.9%	70.2%	
	支出合計		10,445	10,395	10,346	10,296	10,246	
	うち食糧費、交際費							
	次年度繰越		0	0	0	0	0	
市負担額	一般財源		7,196	7,196	7,196	7,196	7,196	
	特定財源							
	人件費	正職員	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
		人工金額	751	767	776	783	808	
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		7,947	7,963	7,972	7,979	8,004	
受益対象者数		65	65	68	60	65		
補助金単位コスト(単位:円)		122,262	122,508	117,235	132,983	123,138		
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、 会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			領収書及び収支資料等により、会計処理及び補助目的との整合性を確認した。繰越金は発生していない。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7、508千円、令和4年度7、673千円、令和5年度7、755千円、令和6年度7、833千円、令和7年度8、076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◆ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
	(4)見直し期間(終期設定)	◆ 上記以外	■ 合致しない
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
		◆ 奨励目的の補助、終期を設定	■ 有(4年以上)
		◇ 終期未設定で、補助継続4年以上	□ 継続4年未満
2 公益性	(5)交付規程(支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
		◇ 上記以外	□ 同一団体補助だが、見直し設定していない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	■ 合致する
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	(※左欄2項目とも適合)
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	□ 概ね合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		民営化、自立化の余地がない。	■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
3 必要性	3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		補助事業に類似したサービスを提供する団体等がない。	■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
4 効果	4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		令和6年度は、平均60人の児童が利用しており、児童の暮らしや社会的自立の支援に寄与している。	■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
5 その他	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	
		1(3)補助率の参考基準:育児院に対して、北海道補助金交付決定額の1/3を補助する。	

4令和3年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川育児院施設整備補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果
—	—

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
—	—

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	—
解決に向けた取組	—

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	育児院を整備することで、施設を利用している子どもたちの暮らしや社会的自立を支援に繋がるため。令和13年度まで債務負担行為設定済)
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

【No.83】

補 助 金 名 称	旭川市子どもの居場所づくり支援補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(事業費補助)					始期	H29		終期	-
予 算 事 業 名	子どもの未来応援費					(事業コード)		012216		
所 管 部 署	子育て支援 部		子育て支援 課			係	電話番号		内線 5289	
交付先(団体、個人等)	子どもに対し営利を目的とせずに行う食事、学習、遊び及び交流の場を提供する団体又は個人									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		地域で生活する全ての子ども							
	(意図) どういう状態にしたい		子どもの居場所を提供することで、困難を抱える家庭の孤立を防ぎ、子ども達が安心して暮らせるよう地域全体で子ども達を見守る環境づくりに寄与する。							
対象事業等の内容	地区センターや住民センターなどを子どもの居場所として利用している団体等の経済的負担を軽減するため会場使用料の補助を行うほか、子どもの事故に備えた保険の加入料、ボランティア謝礼、学習教材費について補助を行う。									
積算方法	子どもの居場所1か所当たり会場使用料、保険料、ボランティア謝礼及び学習教材費を、開催回数に応じて100,000円を上限として補助する。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 子どもの居場所づくり支援補助金申請件数					② 子どもの居場所づくり緊急対策事業補助金申請件数				
	単位:件					単位:件				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	7	11	10	14	12	11	13	25	—	—
成果指標と過去5年間の実績	① 子どもの居場所の数(年度末時点)					②				
	単位:箇所					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	26	31	31	31	36					

2収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		221	243	416	753	1,980
		市補助金(緊急対策)		3,285	2,276			
	その他							
	収入合計		3,506	2,519	416	753	1,980	
	市補助率(%)		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
支出合計		3,506	2,519	416	753	1,980		
うち食糧費、交際費								
次年度繰越								
市負担額	一般財源		0	0	14	0	0	
	特定財源		3,506	2,519	402	753	1,980	
	人件費	正職員	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
		人工金額	751	767	776	783	808	
	臨時・嘱託／会計年度任用職員							
	その他事務費							
	合計		4,257	3,286	1,192	1,536	2,788	
受益対象者数		24	35	14	12	12		
補助金単位コスト(単位:円)		177,375	93,886	85,143	128,000	232,333		
適格性		共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない				
		団体の運営、会計処理等		◆ 交付申請等が定めたとおりになっている				
				◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている				
		◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である						
		事業実績書の提出により内容を確認し、補助目的との整合性を確認した。繰越金は発生しない。						

※人件費(正職員分)は、令和3年度7、508千円、令和4年度7、673千円、令和5年度7、755千円、令和6年度7、833千円、令和7年度8、076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◆ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
	(3)補助率の参考基準	◇ 上記以外	□ 合致しない
		◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
2 公益性	(4)見直し期間(終期設定)	◆ 上記以外	■ 合致しない
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 有(4年以上)
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 継続4年未満
	(5)交付規程(支出根拠)		□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
			□ 同一団体補助だが、見直し設定していない
	(6)支出を証する書類の添付		■ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
		◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
		◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 合致する(※左欄2項目とも適合)
3 必要性	(4)見直し期間(終期設定)	◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	□ 合致する
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	■ 概ね合致する
		◆ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		子どもたちを見守る場である子ども食堂などの数が増えてきており、不特定多数の市民に、直接的・間接的に効果が行き渡っている。	■ 公益性が高い
	3必要性		□ 公益性が高いとは言えない
		(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		営利を目的とせず、収益性が乏しく、実施者の負担が重いため、補助金がないと事業の継続が困難であるため。	■ 必要性が高い
	4効果		□ 必要性が高いとは言えない
5 その他	(4)見直し期間(終期設定)	(この補助金によってどのような効果があったのかを、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		令和6年度は補助金の交付を12件行っており、本補助金を活用して新規で活動を行う団体も確認され、困難を抱える家庭の孤立を防ぎ、地域での子どもを見守る場の設置に寄与している。	■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
		「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	
	5その他	1(3)補助率の参考基準:子どもの居場所づくりに資する取組として、全市的な広がりとなるよう行政が支援していく必要があり、そのためには資金面のハードルをできるだけ軽減し、活動しやすい環境を整えることで、市民活動の定着を図る必要があるため。	
		1(4)見直し期間:将来を担う子ども達が安心して暮らせるよう地域全体で子どもを見守る環境づくりは、行政が関与する必要性が高く、終期を設定する性質のものではない。	

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市子どもの居場所づくり支援補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	外部評価に同じ (民間団体による自主的な運営を基本としつつ、行政としても必要に応じ、会場使用料や保険料に対する支援を継続すること。)
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
令和6年度	子どもの居場所づくりに係る実施環境整備を推進するため、実施回数に応じた補助基準額を設けるほか、謝礼金及び学習教材費を新たに補助対象に追加し、居場所づくりの区分に関わらず幅広く活用され、事業の充実を図る。

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	任意団体の活動によるため、実施地区の偏りや事業の安定運営、質の確保
解決に向けた取組	子どもの居場所づくり支援講座の実施及び周知

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	子ども食堂をはじめとする子どもの居場所が安定的・継続的に運営を行うために、行政が関与する必要性が高く事業を継続する必要がある。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.84】

補 助 金 名 称	旭川市私立高等学校入学一時金減免補助金									
補 助 金 の 性 格	個人への事業費補助					始期	S49		終期	-
予 算 事 業 名	高等学校等振興費					(事業コード)		042303		
所 管 部 署	子育て支援 部		子育て支援 課			係	電話番号		内線 5343	
交付先(団体、個人等)	市内各私立高等学校設置者(5学校法人)									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		市内の私立高等学校に入学する生徒及び保護者並びに私立高等学校設置者							
	(意図) どういう状態にしたい		保護者の経済的負担を軽減するとともに、私立高等学校への入学を促進する。							
対象事業等の内容	学校設置者が入学一時金を減免(学校独自の制度による減免額を除く。)する場合に15,000円を限度に補助する(全額免除者を除く。)									
積算方法	入学一時金減免分1人当たり15,000円×対象者数									
事業量指標と過去5年間の実績	① 交付対象となる入学者数					② 交付学校数				
	単位:人					単位:校				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	1,103	1,065	1,020	1,146	1,019	5	5	5	5	5
成果指標と過去5年間の実績	① 市内高校生徒数に占める私立高校生徒の割合					② 市内私立高校(全日制)の定員充足率				
	単位:%					単位:%				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	34.9	36.1	36.1	37.5	37.6	91.3	93.5	90.2	91.2	89.3

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		15,975	15,300	17,190	15,285	15,195
		自己負担		287,550	290,700	326,610	287,980	288,705
		その他						
	収入合計		303,525	306,000	343,800	303,265	303,900	
	市補助率(%)		5.3%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	
	支出合計		303,525	306,000	343,800	303,265	303,900	
	うち食糧費、交際費							
	次年度繰越		0	0	0	0	0	
市負担額	一般財源		7,988	7,650	8,595	0	0	
	特定財源		7,987	7,650	8,595	15,285	15,195	
	人件費	正職員	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
		人工金額	751	767	776	783	808	
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		16,726	16,067	17,966	16,068	16,003	
受益対象者数		1,065	1,020	1,146	1,019	1,013		
補助金単位コスト(単位:円)		15,705	15,752	15,677	15,768	15,798		
適格性		共通事項	◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
		団体の運営、 会計処理等	◆ 会計処理が適正である ◇ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
		領収書及び収支資料等により、会計処理及び補助目的との整合性を確認した。繰越金は発生していない。						

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	■ 合致する
		◆ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
			□ 有(4年以上)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 継続4年未満
		◆ 終期未設定で、補助継続4年以上	■ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
2 公益性	(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 合致する (※左欄2項目とも適合)
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◆ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	■ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		市内の高校通学者の3割以上を占める私立高等学校は、多様化するニーズに柔軟に対応しつつ公教育の一端を担っており、私立高等学校入学者を対象とする本補助金は、本市の学校教育の発展にとって重要な役割を果たしている。	■ 公益性が高い
	3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		私立高等学校(全日制)の入学時一時金の減免分を補助することで、生徒の保護者負担を軽減するとともに、私学の振興に寄与している。	■ 必要性が高い
4効果	4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		令和6年度は1,019人分の入学一時金を減免することで、次代を担う人材の育成につながった。	■ 効果が高い
	5その他		□ 効果が高いとは言えない
		「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市私立高等学校入学一時金減免補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
見直し	令和2年度において経済的負担を軽減していることから、私学運営への影響も考慮した上で、減免の在り方を検討すること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
令和7年度	交付先(5学校法人)との協議の上、令和7年度以降は補助対象者を市内在住者に限定。従前基準により補助金を交付する場合に比べ、11.6%の支出削減を見込む。

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
令和7年度	補助金交付基準の改正を受け、審査内容が分かるチェックリストを作成した。

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	高校事業料の無償化、給付型奨学金の拡大等を考慮しても、入学一時金の負担は依然として大きく、公立・私立間の格差解消には至っていない。
解決に向けた取組	高校授業料の無償化拡大による影響や補助対象者のニーズも踏まえ、より効果的な補助の在り方を検討する。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	令和3年度行政評価を受けての補助対象者見直し(令和7年度対応)、高校授業料の無償化拡大等による影響を検証しつつ、補助対象者のニーズも踏まえながら、必要に応じて改善を検討する。
外部評価	見直し	国の就学支援制度が拡充されているため、子育て支援施策としてより効果的な方法を検討した上で、本補助金については廃止又は事業費縮減を検討すること。なお、見直しにより市の子育て支援施策全体が後退することがないよう、配慮すること。
2次評価	見直し	国の就学支援制度が拡充されているため、子育て支援施策としてより効果的な方法を検討した上で、廃止又は事業費縮減を検討すること。なお、見直しにより市の子育て支援施策全体が後退することがないよう、配慮すること。

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.85】

補 助 金 名 称	旭川市私立高等学校教育推進補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(事業費補助)					始期	H20		終期	-
予 算 事 業 名	高等学校等振興費					(事業コード)		042303		
所 管 部 署	子育て支援 部		子育て支援 課			係	電話番号		内線 5343	
交付先(団体、個人等)	市内各私立高等学校設置者(5学校法人)									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		市内私立高等学校に在学中の生徒及び保護者並びに私立高等学校設置者							
	(意図) どういう状態にしたい		私立高等学校での教材教具及び教職員の研修・研究活動に係る経費を補助することにより、教育環境及び教職員の資質の向上並びに私学経営の安定を図るとともに、間接的に保護者の経済的負担を軽減する。							
対象事業等の内容	私立高等学校において教材教具等の整備に係る経費及び教職員の研修研究に要する経費を補助する。									
積算方法	算定基準額(私立高等学校を単位とする均等割額、毎年度5月1日現在の各私立高等学校生徒数に応じた額(生徒割額)及び各私立高等学校の本務教職員数に応じた額(教職員割額)の合算額)とする。ただし、補助対象経費の2分の1を上限とする。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 生徒及び教職員1人当たりの補助金額					②				
	単位:円					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	2,753	2,748	2,785	2,799	2,792					
成果指標と過去5年間の実績	① 市内高校生生徒数に占める私立高校生徒の割合					② 市内私立高校(全日制)の定員充足率				
	単位:%					単位:%				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	34.9	36.1	36.1	37.5	37.6	91.3	93.5	90.2	91.2	89.3

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		9,528	9,325	9,264	9,184	9,184
		事業者負担		15,546	14,924	12,317	13,005	13,005
		その他						
	収入合計		25,074	24,249	21,581	22,189	22,189	
	市補助率(%)		38.0%	38.5%	42.9%	41.4%	41.4%	
	支出合計		25,074	24,249	21,581	22,189	22,189	
	うち食糧費、交際費							
	次年度繰越		0	0	0	0	0	
市負担額	一般財源		9,528	9,325	9,264	9,184	9,184	
	特定財源							
	人件費	正職員	人工金額	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
				1,502	1,535	1,551	1,567	1,615
	臨時・嘱託／会計年度任用職員							
	その他事務費							
	合計		11,030	10,860	10,815	10,751	10,799	
受益対象者数			3,468	3,348	3,310	3,289	3,289	
補助金単位コスト(単位:円)			3,181	3,244	3,267	3,269	3,283	
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない					
			◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◇ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている					
			◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			領収書及び収支資料等により、会計処理及び補助目的との整合性を確認した。繰越金は発生していない。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◆ 団体 1/2以内	■ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 有(4年以上)
		◆ 終期未設定で、補助継続4年以上	□ 継続4年未満
	(5)交付規程(支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
		◇ 上記以外	□ 同一団体補助だが、見直し設定していない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
		◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	■ 合致する
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 合致する(※左欄2項目とも適合)
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	■ 概ね合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	市内の高校通学者の3割以上を占める私立高等学校は、多様化するニーズに柔軟に対応しつつ公教育の一端を担っており、私立高等学校を対象とする本補助金は、本市の学校教育の発展にとって重要な役割を果たしている。		■ 公益性が高い
3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	教材教具等の整備、教職員の研修・研究に係る費用に対して補助することにより、私立高等学校における教育環境の維持向上に寄与している。		■ 必要性が高い
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	教材教具等の整備や教職員の研修研究に係る費用の約40%を補助することで、私立高等学校における教育環境の維持向上につながった。		■ 効果が高い
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		□ 効果が高いとは言えない

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市私立高等学校教育推進補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
令和7年度	補助金交付基準の改正を受け、財産の現存確認書類及び資金収支計画書(概算払い申請時)の提出並びに仕入控除税額の報告を義務化するとともに、審査内容が分かるチェックリストを作成した。

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	高校事業料の無償化、給付型奨学金の拡大等を考慮しても、私立高等学校進学に伴う経済的負担は依然として大きく、公立・私立間の格差解消には至っていない。
解決に向けた取組	私立高等学校における教育環境の維持向上や保護者の経済的負担の軽減につながるよう、より効果的な補助の在り方を検討する。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	高校授業料の無償化拡大等による影響を検証しつつ、教育環境の維持向上及び保護者の経済的負担につながるよう、より効果的な補助の在り方について随時検討する。
外部評価	見直し	国の就学支援制度が拡充されているため、本補助金の必要性を改めて整理した上で、廃止又は事業費縮減を検討すること。
2次評価	見直し	国の就学支援制度が拡充されているため、本補助金の必要性を改めて整理した上で、廃止又は事業費縮減を検討すること。

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.86】

補 助 金 名 称	旭川市私立通信制高等学校入学時負担金等減免補助金									
補 助 金 の 性 格	個人への事業費補助					始期	H30		終期	-
予 算 事 業 名	高等学校等振興費					(事業コード)		042303		
所 管 部 署	子育て支援 部		子育て支援 課			係	電話番号		内線 5343	
交付先(団体、個人等)	市内各私立通信制高等学校設置者(4学校法人) ※R7からは5学校法人(未把握の1学校法人追加)									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		市内の私立通信制高等学校に入学する生徒及び保護者並びに私立通信制高等学校設置者							
	(意図) どういう状態にしたい		保護者の経済的負担を軽減するとともに、私立通信制高等学校への入学を促進する。							
対象事業等の内容	学校設置者が入学時負担金等を減免(学校独自の制度による減免額を除く。)する場合に入学時負担金等納入額の3分の1又は15,000円のいずれか低い金額を限度に補助する(全額免除者及び市外在住者を除く。)									
積算方法	(入学時負担金等減免分1人当たり15,000円又は入学時負担金等納入額の3分の1)×対象者数									
事業量指標と過去5年間の実績	① 市内私立通信制高等学校入学者数					② 交付学校数				
	単位:人					単位:校				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	105	177	187	182	195	4	4	4	4	4
成果指標と過去5年間の実績	① 市内私立通信制高等学校生徒数(年度末現在)					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	368	465	550	628	635					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		2,655	2,805	2,730	2,925	3,915
		自己負担		60,765	75,698	79,417	88,799	104,835
		その他						
	収入合計		63,420	78,503	82,147	91,724	108,750	
	市補助率(%)		4.2%	3.6%	3.3%	3.2%	3.6%	
	支出合計		63,420	78,503	82,147	91,724	108,750	
	うち食糧費、交際費							
	次年度繰越		0	0	0	0	0	
市負担額	一般財源		1,327	1,402	1,365	0	0	
	特定財源		1,328	1,403	1,365	2,925	3,915	
	人件費	正職員	人工	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
			金額	751	767	776	783	808
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		3,406	3,572	3,506	3,708	4,723	
	受益対象者数		177	187	182	195	261	
補助金単位コスト(単位:円)		19,243	19,102	19,264	19,015	18,096		
適格性		共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない				
				◆ 交付申請等が定めたとおりになっている				
		団体の運営、会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◇ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている				
		◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である 領収書及び収支資料等により、会計処理及び補助目的との整合性を確認した。繰越金は発生していない。						

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	■ 合致する
		◆ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
	(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 上記以外	□ 合致しない
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 有(4年以上)
		◆ 終期未設定で、補助継続4年以上	□ 継続4年未満
2 公益性	(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
		◇ 上記以外	□ 同一団体補助だが、見直し設定していない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
		◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	■ 合致する
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 合致する (※左欄2項目とも適合)
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	■ 概ね合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		私立通信制高等学校の生徒数が増加傾向にある中、本市の学校教育の発展、多様な学習機会の提供の観点から本補助金は重要な役割を果たしている。	■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
3 必要性	3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		私立高等学校(通信制)の入学時負担金等の減免分を補助することで、生徒の保護者負担を軽減するとともに、私学の振興に寄与している。	■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
4 効果	4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		令和6年度は195人分の入学時負担金等を減免することで、次代を担う人材の育成につながった。	■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
5 その他	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市私立通信制高等学校入学時負担金等減免補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
見直し	令和2年度において経済的負担を軽減していることから、私学運営への影響も考慮した上で、減免の在り方を検討すること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
令和7年度	私立高等学校入学一時金減免補助金(通信制以外の私立高等学校の入学者を対象)について、本補助金と同様に令和7年度以降は補助対象者を市内在住者に限定し、制度間の格差を是正した。

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
令和7年度	補助金交付基準の改正を受け、審査内容が分かるチェックリストを作成した。

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	高校事業料の無償化、給付型奨学金の拡大等を考慮しても、私立通信制高等学校の入学時負担は依然として大きく、公立のみならずその他の私立高等学校との格差解消には至っていない。
解決に向けた取組	高校授業料の無償化拡大による影響や補助対象者のニーズも踏まえ、より効果的な補助の在り方を検討する。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	高校授業料の無償化拡大等による影響を検証しつつ、補助対象者のニーズも踏まえながら、必要に応じて改善を検討する。
外部評価	見直し	国の就学支援制度が拡充されているため、子育て支援施策としてより効果的な方法を検討した上で、本補助金については廃止又は事業費縮減を検討すること。なお、見直しにより市の子育て支援施策全体が後退することがないよう、配慮すること。
2次評価	見直し	国の就学支援制度が拡充されているため、子育て支援施策としてより効果的な方法を検討した上で、廃止又は事業費縮減を検討すること。なお、見直しにより市の子育て支援施策全体が後退することがないよう、配慮すること。

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.87】

補 助 金 名 称	旭川市高等学校定時制通信制教育振興補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(事業費補助)					始期	H1		終期	-
予 算 事 業 名	高等学校等振興費					(事業コード)		042303		
所 管 部 署	子育て支援 部		子育て支援 課			係	電話番号		内線 5343	
交付先(団体、個人等)	旭川市高等学校定時制通信制教育振興会									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		旭川市内の高等学校定時制通信制生徒が所属する振興会							
	(意図) どういう状態にしたい		定時制通信制教育の普及振興を図る。							
対象事業等の内容	生活体験発表会、教育研究会、会報の発行等に要する経費の一部を補助するもので、定時制通信制教育の普及・振興に資する事業への補助であり、本市の次代の人材を担い、創意に富み活力ある教育の推進の施策の達成につながるものである。									
積算方法	予算の範囲内で定めた額。(H元年度から毎年度10万円を補助)									
事業量指標と過去5年間の実績	① 生徒1人当たりの事業費					② 生徒1人当たりの補助額				
	単位:円					単位:円				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	1,126	1,190	1,515	1,131	1,088	515	541	606	526	490
成果指標と過去5年間の実績	① 市内高校定時制通信制生徒数(5月1日現在)					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	194	185	165	190	204					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越		105	105	75	80	78
		市補助金		100	100	100	100	100
		振興会負担		120	120	120	120	120
		その他						
	収入合計		325	325	295	300	298	
	市補助率(%)		30.8%	30.8%	33.9%	33.3%	33.6%	
	支出合計		220	250	215	222	227	
	うち食糧費、交際費							
	次年度繰越		105	75	80	78	71	
市負担額	一般財源		100	100	100	100	100	
	特定財源							
	人件費	正職員	人工	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
			金額	751	767	776	783	808
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		851	867	876	883	908	
	受益対象者数		185	165	190	204	204	
補助金単位コスト(単位:円)		4,600	5,255	4,611	4,328	4,451		
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない					
			◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、 会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている					
			◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			領収書及び収支資料等により、会計処理及び補助目的との整合性を確認した。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◆ 団体 1/2以内	■ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
	(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 上記以外	□ 合致しない
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 有(4年以上)
		◆ 終期未設定で、補助継続4年以上	□ 継続4年未満
2 公益性	(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する 書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する (※左欄2項目とも適合)
		◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		定時制通信制教育は、多様な入学動機・学習歴を持つ生徒に学習機会を提供する場、生涯学習の場として大きな役割を果たしている。交付先団体は、定時制通信制教育の普及・振興のほか、中学校との連絡連携、就学条件の改善及び施設整備の充実など、幅広く公益的な活動に取り組んでいる。	■ 公益性が高い
	3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		交付先団体への支援を通じ、定時制通信制教育の持続的発展、普及振興に寄与している。	■ 必要性が高い
4効果	4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		本補助は、交付先団体への補助を通じて本市の高等学校定時制通信制教育の普及・振興を目的としたものであり、その効果は広範に及ぶ。	■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
5その他	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市高等学校定時制通信制教育振興補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	補助金額については、繰越金を考慮して検討すること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
令和7年度	補助金交付基準の改正を受け、資金収支計画書(概算払い申請時)の提出を義務化するとともに、審査内容が分かるチェックリストを作成した。

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	少子化が進む中でも定時制通信制生徒数は一定数おり、定時制通信制教育の持続的発展に向けた取組が求められる。
解決に向けた取組	定時制通信制教育を通じてより多くの人に学びの機会を提供し、学習格差の解消につながるよう、より効果的な補助の在り方を検討する。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	定時制通信制教育の普及振興に資するよう、より効果的な補助の在り方について随時検討する。
外部評価	見直し	国の就学支援制度が拡充されているため、本補助金の必要性を改めて整理した上で、廃止又は事業費縮減を検討すること。
2次評価	見直し	国の就学支援制度が拡充されているため、本補助金の必要性を改めて整理した上で、廃止又は事業費縮減を検討すること。

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

【No.88】

補 助 金 名 称	旭川市放課後児童健全育成事業補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(事業費補助)					始期	H27		終期	—
予 算 事 業 名	放課後児童クラブ開設費					(事業コード)		012126		
所 管 部 署	子育て支援 部		子育て支援 課			係	電話番号		内線 5289	
交付先(団体、個人等)	市が規定する基準を満たし、かつ市に事業開始の届出がある放課後児童健全育成事業を実施する法人等									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		市が規定する基準を満たし、かつ市に事業開始の届出がある放課後児童健全育成事業実施事業者							
	(意図) どういう状態にしたい		民間事業者のノウハウを活用した多様なニーズへの対応及び全市的な受皿拡大による放課後児童クラブ待機児童の減少							
対象事業等の内容	市が規定する基準を満たし、かつ市に事業開始の届出がある放課後児童健全育成事業実施施設を運営する法人等に対し、事業実施に係る経費を補助する。									
積算方法	(1)支援の単位を構成する児童数に応じた基本分 (2)開所日数及び時間に応じた加算分 (3)送迎実施の有無に応じた加算分 (4)キャリアアップ処遇改善に応じた加算分 (5)放課後児童支援員等の賃金による処遇改善分									
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助金交付事業者数					②				
	単位:支援単位					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	16	17	17	17	17					
成果指標と過去5年間の実績	① 延利用者数					② 放課後児童クラブ待機児童数				
	単位:人					単位:人				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	3,646	5,374	5,322	5,234	5,477	0	0	0	0	0

2収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	保護者負担金		46,388	47,396	51,048	53,734	55,000
		市補助金		89,411	92,966	96,685	99,897	160,536
		その他		7,476	13,376	12,532	13,523	14,000
	収入合計		143,275	153,738	160,265	167,154	229,536	
	市補助率(%)		62.4%	60.5%	60.3%	59.8%	69.9%	
	支出合計		143,275	153,738	160,265	167,154	229,536	
うち食糧費、交際費								
次年度繰越		0	0	0	0	0		
市負担額	一般財源		30,337	31,522	32,895	33,299	53,512	
	特定財源		59,074	61,444	63,790	66,598	107,024	
	人件費	正職員	人工金額	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
				751	767	776	783	808
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		90,162	93,733	97,461	100,680	161,344	
受益対象者数		455	451	445	463	463		
補助金単位コスト(単位:円)		198,158	207,834	219,013	217,451	348,475		
適格性	共通事項 団体の運営、 会計処理等		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない					
			◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
			◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている					
			◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
		会計処理については、会計責任者のもとで適正に処理されている。繰越金は発生していない。						

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◆ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
	◆ 上記以外	■ 合致しない	
(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)	
	◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 有(4年以上)	
	◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 継続4年未満	
		□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)	
		□ 同一団体補助だが、見直し設定していない	
		■ 奨励目的補助だが、終期を設定していない	
(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する	
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
(6)支出を証する 書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する (※左欄2項目とも適合)	
	◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施		
	◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する	
	◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)		
◇ 上記以外	□ 合致しない		
2 公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する) 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えることで、児童の健全な育成が図られている。		(左の内容を踏まえての評価)
			■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
3 必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する) 本市における放課後児童健全育成事業の充実を図るためには、民間事業者による放課後児童クラブの運営に対し継続的に補助する必要がある。		(左の内容を踏まえての評価)
			■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
4 効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する) 17支援単位に対し、99,897千円を交付しており、民間事業者による放課後児童クラブの運営が継続されていることから、放課後児童クラブの待機児童数ゼロの継続に貢献している。		(左の内容を踏まえての評価)
			■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
5 その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		
	1(3)補助率の参考基準:子ども・子育て支援法による国の補助基準額に基づき、国1/3、都道府県1/3、市町村1/3の補助率となっている。また、補助基準額が入会児童数によって決定するため基準どおりとはならない。		
	1(4)見直し期間:放課後の児童の受皿拡大により、放課後児童クラブの待機児童ゼロの継続に寄与しているため、今後も補助を継続する必要がある。		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補 助 金 名 称 (当 時)	旭川市放課後児童健全育成事業補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果
—	—

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
—	—

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評 価	結 果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	・保護者が働きやすい環境づくりを推進し、子育てと仕事の両立支援に寄与している。 ・民間事業者の参入により多彩なニーズへの対応が可能となり、放課後の児童の居場所の充実と拡大が図られる。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.89】

補 助 金 名 称	小児慢性特定疾病医療意見書等助成金									
補 助 金 の 性 格	個人への事業費補助					始期	R5		終期	-
予 算 事 業 名	医療費給付費					(事業コード)		011215		
所 管 部 署	子育て支援 部 子育て助成 課					電話番号		内線 5321		
交付先(団体、個人等)	個人									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		小児慢性特定疾病医療費支給認定を受けようとする者							
	(意図) どういう状態にしたい		経済的負担が軽減された状態							
対象事業等の内容	小児慢性特定疾病医療費支給認定に必要な医療意見書等の作成料を医療機関に支払った者に対し、その料金を助成する。									
積算方法	【補助金積算額】 医療意見書作成料5,000円×小児慢性特定疾病医療費助成申請者350人＝1,750,000円									
事業量指標と過去5年間の実績	① 助成件数					②				
	単位:件					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	—	—	—	342	300					
成果指標と過去5年間の実績	① 助成額					②				
	単位:千円					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	—	—	—	1,541	1,374					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金				1,541	1,374	1,750
		協議会負担						
		その他						
	収入合計				1,541	1,374	1,750	
	市補助率(%)				100.0%	100.0%	100.0%	
	支出合計				1,541	1,374	1,750	
	うち食糧費、交際費				0	0	0	
	次年度繰越				0	0	0	
市負担額	一般財源				1,541	1,374	1,750	
	特定財源				0	0	0	
	人件費	正職員	人工金額			0.3	0.3	0.3
						2,327	2,350	2,423
		臨時・嘱託／会計年度任用職員				40	40	40
	その他事務費				0	0	0	
	合計				3,908	3,764	4,213	
受益対象者数					342	300	350	
補助金単位コスト(単位:円)					11,427	12,547	12,037	
適格性		共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている				
		団体の運営、 会計処理等		◇ 会計処理が適正である ◇ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である				

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
			□ 有(4年以上)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 継続4年未満
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	■ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
2 公益性	(5)交付規程(支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	□ 同一団体補助だが、見直し設定していない
		◇ 上記以外	□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	(※左欄2項目とも適合)
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	2 公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		本市に住所を有する、医療費支給認定申請に必要な医療意見書等の交付を受けた者に対し、当該医療意見書等の作成料を助成する支援は、市が実施することにより直接的な効果が図られている。	■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
3 必要性	3 必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		支援対象者となる小児慢性特定疾病児童等とその保護者の経済的負担軽減につながっており、支援の効果を確保し継続するために必要性は高い。	■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
4 効果	4 効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		・支援対象者である小児慢性特定疾病児童等とその保護者の経済的負担軽減に寄与した。	■ 効果が高い
		・公費負担医療制度の優先的利用が図られ、子ども医療費等の市単独助成による支出が軽減された。(参考)R6の扶助費実績額(中高生年代分※生活保護受給者除く)30,904千円×国庫負担割合1/2=15,452千円	□ 効果が高いとは言えない
5 その他	5 その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	
		(2)受益者負担(3)補助率の参考基準 患者の自己負担を軽減することで、医療費支給認定の申請を促し、国の公費負担医療制度の優先的利用を促進するため。	

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	文書料(各医療機関毎に異なる)が増額した場合の予算の確保
解決に向けた取組	医療機関と情報共有を図り、適正な予算管理に努める。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	引き続き小慢患者家族の経済的負担の軽減を図るとともに、R7.8月から市独自の医療費助成制度(無償化)の対象範囲が、小慢医療費助成制度の対象と同じ高校生年代まで拡大となることから、国の公費負担医療制度の優先的利用促進を図るためには必要な補助制度である。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.90】

補 助 金 名 称	子育て世帯給付金											
補 助 金 の 性 格	個人への事業費補助					始期	R6		終期	R7		
予 算 事 業 名	子育て世帯給付金支給費					(事業コード)	011237					
所 管 部 署	子育て支援 部 子育て助成 課					電話番号	内線 5321					
交付先(団体、個人等)	個人											
交付目的	(対象) 誰、何に対して		子育て世帯									
	(意図) どういう状態にしたい		物価高騰等の影響を受けた子育て世帯の影響が緩和された状態									
対象事業等の内容	児童の養育者へ児童一人につき5千円を支給する。											
積算方法	【補助金積算額】 5,000円×44,000人＝220,000,000円											
事業量指標と過去5年間の実績	① 助成件数					単位:件	②					単位:
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06		
					20,141							
成果指標と過去5年間の実績	① 助成額					単位:千円	②					単位:
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06		
					168,055							

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金					255,463	85,404
		協議会負担						
		その他						
	収入合計					255,463	85,404	
	市補助率(%)					100.0%	100.0%	
	支出合計					169,939	85,404	
	うち食糧費、交際費					0	0	
次年度繰越					0	0		
市負担額	一般財源					0	42,702	
	特定財源					255,463	42,702	
	人件費	正職員	人工金額				0.2	0.3
							1,306	2,019
		臨時・嘱託／会計年度任用職員					0	0
	その他事務費					0	0	
	合計					256,769	87,423	
	受益対象者数					20,141	4,445	
補助金単位コスト(単位:円)						12,749	19,668	
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、 会計処理等		◇ 会計処理が適正である ◇ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評 価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
			□ 有(4年以上)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 継続4年未満
		◇ 終期末設定で、補助継続4年以上	■ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	□ 同一団体補助だが、見直し設定していない	
	◇ 上記以外	□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない	
	(6)支出を証する書類の添付	◇ 実績報告時、支出証拠書類提出有	
		◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	□ 合致する(※左欄2項目とも適合)
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
◆ 上記以外	■ 合致しない		
2 公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	物価高騰の影響を受けた子育て世帯を支援することで、本市経済の回復につなげようとするものであることから、公益性が高い。	■ 公益性が高い	
		□ 公益性が高いとは言えない	
3 必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	物価高騰の影響を受けた子育て世帯を支援するため、必要性が高かった	■ 必要性が高い	
		□ 必要性が高いとは言えない	
4 効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	物価高騰の影響を受けた子育て世帯を支援することで、経済活動回復の下支えに寄与した。	■ 効果が高い	
		□ 効果が高いとは言えない	
5 その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		
	1(2)、(3)、(5) 物価高騰対策として緊急に子育て世帯を支援するため、また、全額、国の臨時交付金の対象経費として実施したものであるため。		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	終了	令和7年度をもって事業終了(令和6年度より繰越)
外部評価	—	—
2次評価	終了	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要 【No.91】

補 助 金 名 称	旭川市実費徴収に係る補足給付事業補助金									
補 助 金 の 性 格	個人への事業費補助					始期	R1		終期	-
予 算 事 業 名	実費徴収補足給付費					(事業コード)		011223		
所 管 部 署	子育て支援 部 こども保育 課					係	電話番号		内線 5285	
交付先(団体、個人等)	個人									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		子ども・子育て支援新制度未移行の私立幼稚園及び北海道教育大学附属旭川幼稚園に在園する低所得世帯及び多子世帯の児童の保護者							
	(意図) どういう状態にしたい		経済的負担を軽減する。							
対象事業等の内容	幼児教育・保育の無償化に伴って設けられた副食費の免除制度により、年収約360万円未満の世帯及び保護者と生計を同一とする第3子以降の園児を対象として副食費代を補助する。									
積算方法	各幼稚園において徴収した給食費のうちの副食費分(月額上限4、800円)。 在籍する幼稚園からの報告をもって補助額を確定する。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 実費徴収補足給付対象施設					②				
	単位:施設数					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	5	5	5	5	2					
成果指標と過去5年間の実績	① 実費徴収補足給付対象児童数					② 一人当たりの平均補助額				
	単位:人					単位:円				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	172	156	130	119	72	16,426	17,813	19,084	22,688	11,125

2収支状況等 単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		2,779	2,481	2,700	800	1,239
		協議会負担						
		その他						
	収入合計		2,779	2,481	2,700	800	1,239	
	市補助率(%)		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
	支出合計		2,779	2,481	2,700	800	1,239	
うち食糧費、交際費								
次年度繰越								
市負担額	一般財源		1,266	1,119	1,434	556	498	
	特定財源		1,513	1,362	1,266	244	741	
	人件費	正職員	人工金額	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
				751	767	776	783	808
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		3,530	3,248	3,476	1,583	2,047	
	受益対象者数		156	130	119	72	43	
補助金単位コスト(単位:円)		22,628	24,985	29,210	21,986	47,605		
適格性		共通事項		◆ 支出根拠が法令, 条例, 規則, 要綱等に基づいている ◆ 支出目的, 支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている				
		団体の運営、 会計処理等		◇ 会計処理が適正である ◇ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である				

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
	(3)補助率の参考基準	◆ 上記以外	■ 合致しない
		◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
	(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)		□ 有(4年未満)	
◇ 奨励目的の補助、終期を設定		□ 有(4年以上)	
(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 継続4年未満	
		■ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)	
(6)支出を証する 書類の添付	□ 同一団体補助だが、見直し設定していない		
	□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない		
	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する	
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
2 公益性	(7)支出を証する書類の添付	◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 合致する (※左欄2項目とも適合)
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	□ 概ね合致する
		◆ 上記以外	■ 合致しない
		(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
3 必要性	(8)支出を証する書類の添付	低所得で生計が困難である者等の子どもが特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助することにより、これらの円滑な特定子ども・子育て支援等の利用が図られる。	■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
		(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		給付の対象となる保育所や新制度移行幼稚園の在園児と給付費の対象とならない新制度未移行幼稚園の在園児の公平性を保つため、新制度未移行幼稚園の在園児に対しては補助事業をして実施する必要がある。	■ 必要性が高い
4 効果	(9)支出を証する書類の添付	□ 必要性が高いとは言えない	
		(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		年間72人に対して800千円交付しており、保護者の経済的負担が軽減されている。	■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
5 その他	(10)支出を証する書類の添付	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	
		1(2)受益負担:国の要綱どおりの補助額である。	
		1(3)補助率の参考基準:国の要綱とおりの基準額である。	
		1(4)見直し期間:本補助金が国の要綱どおりに実施している事業であるため、国の事業実施に併せて継続する必要がある。	
6 全体的評価	(11)支出を証する書類の添付	1(6)支出を証する書類の添付:在籍する幼稚園からの報告をもって補助額を確定している。	

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市実費徴収に係る補足給付事業補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	-
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	国の実施要綱に基づいて補助事業を行っているものであるため、補助実施上の課題はない。
解決に向けた取組	-

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	新制度未移行園幼稚園の在園児の公平性を保ち、保護者の経済的負担の軽減に寄与している。
外部評価	-	-
2次評価	継続	-

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.92】

補 助 金 名 称	保育所等給食原材料費支援金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(事業費補助)					始期	R6		終期	R7
予 算 事 業 名	保育所等給食原材料費支援費					(事業コード)	011232			
所 管 部 署	子育て支援 部 こども保育 課					係	電話番号		内線 5296	
交付先(団体、個人等)	認可保育所及び認定こども園(幼稚園型を除く)、地域型保育事業, 認可外保育施設									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		認可保育所及び認定こども園(幼稚園型を除く)、認可外保育施設の設置者並びに地域型保育事業を実施する者。							
	(意図) どういう状態にしたい		物価高騰により保育施設等の負担が増加していることから、給食原材料費の負担軽減を図るため。							
対象事業等の内容	物価高騰に伴い保育所等の給食に係る費用の負担の軽減を図るため、費用の一部を補助する。									
積算方法	2,000円×定員数									
事業量指標と過去5年間の実績	① 交付施設数					②				
	単位:施設					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
					83					
成果指標と過去5年間の実績	① 交付施設割合					②				
	単位:%					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
					73.5					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金					11,146	3,166
		協議会負担						
		その他						
	収入合計					11,146	3,166	
	市補助率(%)					100.0%	100.0%	
	支出合計					11,146	3,166	
うち食糧費、交際費								
次年度繰越					0	0		
市負担額	一般財源					0	126	
	特定財源					11,146	3,040	
	人件費	正職員	人工金額				0.5	0.05
							3,917	392
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計					15,063	3,558	
	受益対象者数					5,573	1,583	
補助金単位コスト(単位:円)					2,703	2,248		
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、 会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			旭川市保育所等給食原材料費支援金申請書兼請求書等の提出により、適切に処理を行っている。令和7年度に3,166千円の繰越が発生した。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評 価
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
	◇ 個人等に対する利子補給 5%以内		
	(4)見直し期間(終期設定)	◆ 上記以外	■ 合致しない
◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)		■ 有(4年未満)	
◆ 奨励目的の補助、終期を設定		□ 有(4年以上)	
◇ 終期末設定で、補助継続4年以上		□ 継続4年未満	
		□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)	
(5)交付規程(支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	□ 同一団体補助だが、見直し設定していない	
	◇ 上記以外	□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない	
(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する	
	◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	□ 合致する(※左欄2項目とも適合)	
	◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	■ 概ね合致する	
	◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)		
2公益性	◇ 上記以外	□ 合致しない	
	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	補助金を交付することにより、物価高騰で影響を受ける給食費の一部を補填する。	■ 公益性が高い	
3必要性		□ 公益性が高いとは言えない	
	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	近年の物価高騰に伴って給食費の値上げをする事業者が増えており、保護者が負担する給食費を値上げせざるを得ない状況であることが考えられるため、事業者に対して補助する必要がある。	■ 必要性が高い	
4効果		□ 必要性が高いとは言えない	
	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	令和7年度繰越分を含む113施設14,186千円交付したことにより、給食費の一部として事業者の負担軽減が図られた。	■ 効果が高い	
5その他		□ 効果が高いとは言えない	
	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		
1(3)物価高騰対策として緊急に市内保育施設等に支援金を支給する必要があったため。			

4令和3年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	終了	令和7年度をもって事業終了(令和6年度より繰越)
外部評価	—	—
2次評価	終了	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.93】

補 助 金 名 称	就学前教育・保育施設整備費補助金(旭川市児童福祉施設整備費助成金)									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(事業費補助)					始期	S49		終期	-
予 算 事 業 名	私立認可保育所等建設補助金					(事業コード)	012101			
所 管 部 署	子育て支援 部 こども保育 課					係	電話番号		内線 5295	
交付先(団体、個人等)	市内認可保育所等設置者(社会福祉法人等)									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		市内において認可保育所等を整備する社会福祉法人等							
	(意図) どういう状態にしたい		認可保育所等の整備を促進し、老朽化施設の改善を図り、保育の質の向上に繋げる。							
対象事業等の内容	認可保育所等の整備費用の一部を補助する。									
積算方法	(国制度)就学前教育・保育施設整備交付金により、定員別の基準額と補助対象経費の2/3(1/2)を比較し、少ない方の額を補助額とする。【負担割合】国1/2、市1/4 (市独自補助)国・道補助額の1/3を補助 ※その額が2千万円を超える場合、独立行政法人福祉医療機構への借入金償還時に分割して補助を実施。(平成26年度分まで)									
事業量指標と過去5年間の実績	① 認可保育所等定員数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	6,396	6,441	6,430	6,410	6,390					
成果指標と過去5年間の実績	① 待機児童数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	0	0	0	0	0					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金(国・道負担分)		196,328	124,051	116,434		187,305
		市補助金(市負担分)		45,359	62,025	58,217		93,652
		助成金(市単独)		26,197	26,120	26,045	25,965	25,889
		その他						
	収入合計		267,884	212,196	200,696	25,965	306,846	
	市補助率(%)		73.3%	58.5%	58.0%	100.0%	49.0%	
	支出合計		267,884	212,196	200,696	25,965	306,846	
	うち食糧費、交際費							
	次年度繰越		0	0	0	0	0	
市負担額	一般財源		33,915	38,545	37,762	25,965	44,620	
	特定財源		233,969	173,651	162,934		262,226	
	人件費	正職員	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
		人工金額	7,508	7,673	7,755	7,833	8,076	
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		275,392	219,869	208,451	33,798	314,922	
受益対象者数		1,355	1,364	1,385	1,275	1,380		
補助金単位コスト(単位:円)		203,241	161,194	150,506	26,508	228,204		
適格性		共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない				
		団体の運営、会計処理等		◆ 交付申請等が定めたとおりになっている				
				◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている				
				◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である				
				事業実績報告書等により、事業内容と補助目的の整合性を確認するとともに、適切な処理を行っている。繰越金は発生していない。				

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
	(3)補助率の参考基準	◇ 上記以外	□ 合致しない
		◆ 団体 1/2以内	■ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
	(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)		□ 有(4年未満)	
◇ 奨励目的の補助、終期を設定		□ 有(4年以上)	
(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 継続4年未満	
		■ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)	
		□ 同一団体補助だが、見直し設定していない	
		□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない	
(6)支出を証する 書類の添付	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する	
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する	
	◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	(※左欄2項目とも適合)	
	◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する	
	◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)		
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	待機児童ゼロを維持することや、保育環境の充実等、総合計画の重点施策の推進に寄与している。	■ 公益性が高い	
		□ 公益性が高いとは言えない	
3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	待機児童ゼロを維持するほか、老朽化した施設の改善及び特別支援保育や医療的ケア児の受入等の新たなニーズに対応するための整備を促進するなど、保育環境の改善と向上を図り、重点施策を推進するためには、継続して補助を行うことが必要不可欠である。	■ 必要性が高い	
		□ 必要性が高いとは言えない	
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	市内の社会福祉法人が行う整備に対し、整備費用の一部を補助(国1/2、市1/4)すること、待機児童ゼロを維持するほか、老朽化施設の改善など保育環境の向上が図られている。 ○就学前教育・保育施設整備補助件数: 令和6年度実績なし ○助成金(償還補助補助件数: 13件, 補助金額: 25,965千円)	■ 効果が高い	
		□ 効果が高いとは言えない	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	私立認可保育所等建設補助金(旭川市児童福祉施設整備費助成金)
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	老朽化整備が解消されてきているが、施設からは、現在採択していない大規模修繕の要望があるなど、今後の整備方針の検討を行う必要がある。
解決に向けた取組	令和7年度中に整備方針の検討を行う。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	見直し	老朽化の改善のほか、特別支援保育や医療的ケア児及び多様なニーズの対応など、保育環境の改善と向上を図るため、補助金交付要綱の見直しの検討は要するが、重点施策を推進するためには、継続して補助を行うことが必要である。
外部評価	—	—
2次評価	見直し	私立認可保育所の整備については、保育ニーズの多様化や少子化による需要の減少を見据え、補助制度の見直しを検討すること。

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要 【No.94】

補 助 金 名 称	旭川市特別支援保育事業補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(事業費補助)					始期	S55		終期	—
予 算 事 業 名	特別支援保育事業補助金					(事業コード)	012105			
所 管 部 署	子育て支援 部			こども保育 課			係	電話番号	内線5326	
交付先(団体、個人等)	特別支援保育事業実施施設として市が指定する認可保育所等を運営する法人									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		特別支援保育事業実施施設として市が指定する認可保育所等を運営する法人							
	(意図) どういう状態にしたい		保育の充実を図る。							
対象事業等の内容	国の基準で定められた保育士数では、保育所等において特別な支援を必要とする児童の受入が困難であるため、事業を実施する保育所等に対し保育士の加配に要する人件費等の経費の一部を補助する。									
積算方法	【補助基準額】 対象児A(特別児童扶養手当1級,身体障害者手帳1,2級,療育手帳重度),対象児B(対象児A以外) ・保育を必要とする要支援児を受け入れている保育所及び認定こども園 対象児A月額105,600円,B月額71,600円 ・教育を必要とする要支援児を受け入れている認定こども園 対象児A月額97,900円,B月額65,300円 ・3歳児以上の利用定員1割超え,かつ7人以上要支援児受入れの場合,子育て支援員等1人につき月額97,200円									
事業量指標と過去5年間の実績	① 特別支援保育実施施設数(私立)					② 定員数(私立)				
	単位:施設					単位:人				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	35	38	41	43	46	129	138	147	153	162
成果指標と過去5年間の実績	① 延べ入所児童数(私立月初日入所児童数の年間合計)					② 利用率(定員充足率)				
	単位:人					単位:%				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	1,657	1,704	1,858	2,056	2,209	107.0	102.9	105.3	112.0	113.6

2 収支状況等 単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		121,106	132,398	150,111	161,900	165,485
		協議会負担		35,611	40,694	51,657	31,225	31,991
		その他						
	収入合計		156,717	173,092	201,768	193,125	197,476	
	市補助率(%)		77.3%	76.5%	74.4%	83.8%	83.8%	
	支出合計		156,717	173,092	201,768	193,125	197,476	
うち食糧費、交際費								
次年度繰越		0	0	0	0	0		
市負担額	一般財源		115,948	122,260	139,359	4,963	6,661	
	特定財源		5,158	10,138	10,752	156,937	158,824	
	人件費	正職員	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
		人工金額	751	767	776	783	808	
	臨時・嘱託／会計年度任用職員							
	その他事務費							
	合計		121,857	133,165	150,887	162,683	166,293	
受益対象者数		1,704	1,858	2,056	2,209	2,262		
補助金単位コスト(単位:円)		71,512	71,671	73,389	73,646	73,516		
適格性		共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない				
				◆ 交付申請等が定めたとおりになっている				
		団体の運営、会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている				
				◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である				

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
			□ 有(4年以上)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 継続4年未満
		◆ 終期未設定で、補助継続4年以上	■ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
	(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する 書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する (※左欄2項目とも適合)
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	特別な支援を要する児童を受入れる団体に対して効果が行き渡っており、対象児童の成長の促し及び対象児童を持つ保護者への支援に寄与している。		■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	対象児童が増加傾向にあり、事業量指標が上向いている。		■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	年間延べ利用児童数2,056人、補助対象経費(年額)201,768千円の申請に対し、年額150,111千円を交付しており、事業実施により特別な支援を要する児童の教育・保育が可能となり、障害等を有する児童の保育の充実及び保護者に対する支援の充実に寄与することができた。		■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		
	補助率の参考基準:対象経費が保育士の加配に要する人件費等の経費の一部補助であるため、団体への補助率の基準である1/2を超えているが、特別な支援を必要とする児童の受入れに対応するためには、基準を超えた補助が必要であるため。		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市特別支援保育事業補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	特別な支援を必要とする児童の保育のニーズが高いため、継続的に実施することが必要である。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

【No.95】

補 助 金 名 称	旭川市認可外保育施設運営補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(運営費補助)					始期	S41		終期	-
予 算 事 業 名	私立認可外保育施設運営補助金					(事業コード)	012106			
所 管 部 署	子育て支援 部			こども保育 課		係	電話番号		内線 5287	
交付先(団体、個人等)	私立認可外保育施設及び事業所内保育施設設置者									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		私立認可外保育施設及び事業所内保育施設設置者							
	(意図) どういう状態にしたい		私立認可外保育施設及び事業所内保育施設の施設運営の安定化を図り、入所児童の健全育成を図る。							
対象事業等の内容	施設の運営経費の一部を補助する。									
積算方法	施設基本額(月額)と加算額(入所児童数加算、職員健康診断加算)により、補助基準額を算定する。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 交付施設数					②				
	単位:施設					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	17	13	12	10	9					
成果指標と過去5年間の実績	① 認可外保育施設等(補助対象施設)入所児童数					② 待機児童数				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	320	252	201	153	203	0	0	0	0	0

2收支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		15,280	14,039	12,043	11,148	9,865
		事業者負担		245,954	244,040	205,659	182,669	176,775
		その他						
	収入合計		261,234	258,079	217,702	193,817	186,640	
	市補助率(%)		5.8%	5.4%	5.5%	5.8%	5.3%	
	支出合計		261,234	258,079	217,702	193,817	186,640	
	うち食糧費、交際費							
	次年度繰越		0	0	0	0	0	
市負担額	一般財源		15,220	13,979	11,993	11,098	9,825	
	特定財源		60	60	50	50	40	
	人件費	正職員	人工金額	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
				751	767	776	783	808
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		16,031	14,806	12,819	11,931	10,673	
受益対象者数			252	201	153	203	171	
補助金単位コスト(単位:円)			63,615	73,662	83,784	58,773	62,415	
適格性			◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない					
			◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
			◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている					
			◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評 価
1 補助金 交付基準 との適合性	(1)対象経費	◇ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◆ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◆ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◆ 団体 1/2以内	■ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
			□ 有(4年以上)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 継続4年未満
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	■ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
	(5)交付規程(支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	◇ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 合致する(※左欄2項目とも適合)
		◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◆ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	■ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
2 公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	待機児童ゼロを維持することや、保育環境の充実等が図られている。		■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
3 必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	保育料が収入の大部分を占める私立認可外保育施設においては、安定した施設の運営と、保育の提供をしていく上で、補助する必要があるため。		■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
4 効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	9施設からの申請に対し、11,148千円交付したことにより、施設が安定的に運営され、入所児童の健全育成、福祉の向上が図られている。		■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
5 その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		

4 令和3年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補 助 金 名 称 (当 時)	旭川市認可外保育施設運営補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	-
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5 補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 題	中間潜在待機児童の受け皿としての役割等を担っているが、保育施設としてのニーズが変化してきているため、補助内容について見直しが必要である。
解決に向けた取組	入所状況や保育ニーズに応じた算定方法の見直しについて検討する。

6 全体的評価

評 価	結 果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	見直し	入所児童数は減少傾向にあるものの、認可外保育施設は年度途中の認可施設への入所がすぐに決まらない児童等、中間潜在待機児童の受け皿としての役割や、医療機関等で夜間勤務をする保護者の就労を支える役割を担っているため、施設の安定した運営を支え、児童の健全育成を図っていくことが必要である。
外部評価	-	-
2次評価	見直し	入所児童数と定員児童数との乖離が広がっている状況を鑑み、補助制度の見直しを検討すること。

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.96】

補 助 金 名 称	旭川市保育体制充実補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(事業費補助)						始期	S55	終期	-
予 算 事 業 名	保育体制充実費						(事業コード)	012107		
所 管 部 署	子育て支援 部 こども保育 課						電話番号	内線 5326		
交付先(団体、個人等)	認可保育所等を運営する法人等									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		認可保育所等を運営する法人等							
	(意図) どういう状態にしたい		保育体制の充実を図る。							
対象事業等の内容	・基準の配置人数を超えて保育士等を雇用する場合、その経費相当を補助する。(保育士2名及び予備調理員1名) ・職員が産前産後休暇等を取得する際に、その代替職員の賃金を補助する。									
積算方法	【補助基準額】 予備保育士：上限 172,920円/月 低年齢児担当保育士：上限 172,920円/月 予備調理員：上限 63,000円/月 産休等代替職員 960円/時									
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助対象保育士及び予備調理員数					② 交付団体数				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	185	209	216	209	210	84	84	86	87	86
成果指標と過去5年間の実績	① 入所児童数					② 交付団体実施率				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	5,826	5,884	5,770	5,706	5,713	97.7	93.3	96.0	96.7	95.5

2収支状況等

単位：千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		300,411	301,854	294,326	314,415	291,178
		運営費		50,923	95,307	58,933	57,752	51,380
		その他						
	収入合計		351,334	397,161	353,259	372,167	342,558	
	市補助率(%)		85.5%	76.0%	83.3%	84.5%	85.0%	
	支出合計		351,334	397,161	353,259	372,167	342,558	
うち食糧費、交際費								
次年度繰越		0	0	0	0	0		
市負担額	一般財源		257,841	258,324	247,236	263,449	161,179	
	特定財源		42,570	43,530	47,090	50,966	129,999	
	人件費	正職員	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	
		人工金額	1,502	1,535	1,551	1,567	1,615	
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		301,913	303,389	295,877	315,982	292,793	
受益対象者数		5,884	5,770	5,706	5,713	5,521		
補助金単位コスト(単位:円)		51,311	52,580	51,854	55,309	53,033		
適格性		共通事項		◆ 支出根拠が法令, 条例, 規則, 要綱等に基づいている ◆ 支出目的, 支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている				
		団体の運営、 会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的, 事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である				

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との適合 性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
	(4)見直し期間 (終期設定)	◆ 上記以外	■ 合致しない
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 有(4年以上)
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 継続4年未満
(5)交付規程 (支出根拠)		□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)	
		■ 同一団体補助だが、見直し設定していない	
(6)支出を証する書類の添付		□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない	
	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する	
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する	
2 公益性	◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	(※左欄2項目とも適合)	
	◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する	
	◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)		
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
3 必要性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	保育所等に必要保育士数を超えて保育士が加配されることで、児童に対してより質の高い保育が提供される。	■ 公益性が高い	
		□ 公益性が高いとは言えない	
4 効果	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	保育体制の充実を図るために本補助金は必要であり、終了した場合には待機児童の増加や保育士等の負担増による離職が懸念される。	■ 必要性が高い	
		□ 必要性が高いとは言えない	
5 その他	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	86園の申請に対して314,415千円を交付しており、保育士の加配により、保育士の負担軽減による離職の防止や保育の質の向上が図られている。また、児童の受け入れに柔軟に対応することができるため、待機児童の解消にも寄与していることから、事業効果が高いと言える。	■ 効果が高い	
		□ 効果が高いとは言えない	
5 その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		
	1(3)補助率の参考基準:対象経費が保育士の加配に要する人件費の一部補助であるため、団体への補助率の基準である1/2を超えているが、保育士等の負担軽減や入所児童の処遇確保など保育体制の充実とその適正化を図るためには基準を超えた補助が必要であるため上限を設定して補助している。 1(4)見直し期間:受益者は、入所児童であり、終期を定めなければならないという趣旨には当てはまらない。		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補 助 金 名 称 (当 時)	保育体制充実補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
見直し	基準を超えた保育士配置に対する補助については、全ての保育施設を一律とするのではなく、少子化を見据えた支援となるよう見直しを図ること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
	関係団体からの事業継続に係る要望等もあり、現時点では見直しに至っていないが、令和8年度に向けた事業の見直しを図る。

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 題	国の保育士配置基準改善による保育士不足、人件費高騰による補助対象経費と補助基準額との乖離、事業費の一般財源が占める割合が高く、市の財政負担が大きい事業である。
解決に向けた取組	中核市及び事業対象施設へのアンケート調査を実施して実態把握等を行い、国の動向と調査結果を基に令和8年度に向けた事業の見直しを図る。

6全体的評価

評 価	結 果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	見直し	本補助金は保育の質の向上及び保育士等の負担減、待機児童の解消に寄与しているものであるが、令和3年度行政評価を踏まえ、少子化等による影響と保育現場の課題等を検証し、実態に即した必要な見直しを図る。
外部評価	－	－
2次評価	見直し	国の基準を超えた保育士の配置に対する補助については、全ての保育施設を一律とするのではなく、少子化を見据えた支援となるよう補助制度の見直しを検討すること。

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

【No.97】

補 助 金 名 称	旭川市一時預かり事業（一般型）補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助（事業費補助）					始期	H11		終期	-
予 算 事 業 名	私立一時預かり事業費					（事業コード）		012108		
所 管 部 署	子育て支援 部 こども保育 課					電話番号		内線 5285		
交付先（団体、個人等）	一時預かり事業（一般型）実施施設として、市が指定する認可保育所等を運営する法人等									
交付目的	（対象） 誰、何に対して		一時預かり事業（一般型）実施施設							
	（意図） どういう状態にしたい		保護者等の育児に伴う心理的・肉体的負担感の解消、急病や断続的・短時間勤務等の勤務形態の多様化に伴い、一時的な保育に対応し、児童福祉の増進を図ること。							
対象事業等の内容	市が指定した一時預かり事業（一般型）を実施する保育所等に対し、事業に係る経費を補助する。									
積算方法	(1)延べ利用児童数区分による基本分 (2)生活保護世帯又は前年度市町村民税非課税世帯利用料に対する減免加算分									
事業量指標と過去5年間の実績	① 一時預かり事業（一般型）実施施設数 単位：施設数					② 定員				

2収支状況等

単位：千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		37,903	39,242	47,771	44,237	49,777
		利用者収入		13,994	14,990	17,433	18,709	18,709
		その他						
	収入合計		51,897	54,232	65,204	62,946	68,486	
	市補助率(%)		73.0%	72.4%	73.3%	70.3%	72.7%	
	支出合計		51,897	54,232	65,204	62,946	68,486	
うち食糧費、交際費								
次年度繰越		0	0	0	0	0		
市負担額	一般財源		12,839	13,082	15,924	14,025	16,593	
	特定財源		25,064	26,160	31,847	30,212	33,184	
	人件費	正職員	人工	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
			金額	751	767	776	783	808
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		38,654	40,009	48,547	45,020	50,585	
	受益対象者数		11,444	12,307	14,294	14,736	14,736	
補助金単位コスト(単位:円)		3,378	3,251	3,396	3,055	3,433		
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、 会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			会計処理については、会計責任者のもと行われており、また、会計事務所などの法人の監査人より会計監査報告を受けていることから、適正に処理されている。繰越金は発生していない。					

※人件費（正職員分）は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評 価
1 補助金 交付基準 との適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◆ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
	◆ 上記以外(国庫補助事業)	■ 合致しない	
(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)	
		□ 有(4年以上)	
	◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 継続4年未満	
	◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	■ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)	
(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	□ 同一団体補助だが、見直し設定していない	
	◇ 上記以外	□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない	
(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する	
	◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	(※左欄2項目とも適合)	
	◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する	
	◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)		
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する) 総合計画の重点施策の推進に寄与している。		(左の内容を踏まえての評価)
			■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
	3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する) 認可保育所の待機児童の受け皿としても機能している事業であるため、子育て支援の一環として補助の継続は必要不可欠である。	
		■ 必要性が高い	
			□ 必要性が高いとは言えない
	4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、具体的に記入する) 12施設に対し、44,237千円を交付しており、断続的に保育が困難となる家庭、保護者の傷病等による緊急的な保育需要に応えられるだけでなく、子育ての心身の負担の解消にも資することから、子育て支援の推進及び児童福祉の向上が図られている。	
		■ 効果が高い	
			□ 効果が高いとは言えない
	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	
1(3)補助率の参考基準:国の要綱どおりの基準額である。			

4令和3年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市一時預かり事業(一般型)補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
見直し	他都市の状況を踏まえ、見直しを検討すること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
令和6年度	利用料減免分の市単費による補助の実施は令和5年度で終了している。(令和6年度以降は、国の子ども・子育て支援交付金において利用料減免分の財源負担が行われることとなり、国1/3・道1/3・市1/3の負担割合で、国の事業実施要綱に基づいて、利用料減免を実施している。)

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	国の実施要綱に基づいて補助事業を行っているものであるため、補助実施上の課題はない。
解決に向けた取組	—

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	子ども・子育て支援法に基づき実施する「地域子ども・子育て支援事業」の1つであり、主に未就園児の一時的な預かりを行うことで子育て世帯の支援を行っているものであり、継続的に実施することが必要である。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.98】

補 助 金 名 称	旭川市一時預かり事業(幼稚園型)補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(事業費補助)						始期	H16	終期	-
予 算 事 業 名	私立一時預かり事業費						(事業コード)	012108		
所 管 部 署	子育て支援 部 こども保育 課							電話番号	内線 5285	
交付先(団体、個人等)	市内に私立幼稚園・認定こども園を設置する学校法人・社会福祉法人・宗教法人									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		市内の私立幼稚園・認定こども園の設置者							
	(意図) どういう状態にしたい		教育課程に係る教育時間前後に希望者に対し、一時預かりを実施することで、子育て支援環境の充実及び児童福祉の向上を図る。							
対象事業等の内容	通常教育時間の前後や長期休業期間中において、保護者が希望する場合に園児を預かる一時預かり事業(幼稚園型)を実施した私立幼稚園・認定こども園に対し、その経費の一部を補助する。									
積算方法	年間利用人数が2,000人以上の場合の平日の補助単価は1人あたり400円、2,000人未満の場合は人数に応じた補助単価とし、長期休業中の4時間未満は400円、8時間以上は800円とし、休日は1人あたり800円とする。ただし、8時間(又は4時間)を超える利用については利用時間に応じて100円～450円を加算する。(国庫補助基準同額)									
事業量指標と過去5年間の実績	① 一時預かり事業(幼稚園型)延べ利用数 単位：人					② 一時預かり事業(幼稚園型)実施日数 単位：日				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	116,179	129,937	124,147	125,816	122,896	6,563	7,470	7,344	7,360	7,771
成果指標と過去5年間の実績	① 各年4月1日現在待機児童数 単位：人					② 単位：				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	0	0	0	0	0					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		76,411	87,137	85,847	93,750	116,707
		利用者収入		46,173	43,469	44,400	45,397	45,397
		運営費		2,869	7,256	6,724	7,931	7,931
		その他						
	収入合計		125,453	137,862	136,971	147,078	170,035	
	市補助率(%)		60.9%	63.2%	62.7%	63.7%	68.6%	
	支出合計		125,453	137,862	136,971	147,078	170,035	
	うち食糧費、交際費							
	次年度繰越		0	0	0	0	0	
市負担額	一般財源		26,137	29,601	28,617	18,206	38,903	
	特定財源		50,274	57,536	57,230	75,544	77,804	
	人件費	正職員	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	
		人工金額	1,502	1,535	1,551	783	808	
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		77,913	88,672	87,398	94,533	117,515	
受益対象者数			129,937	124,147	125,816	122,896	122,896	
補助金単位コスト(単位:円)			600	714	695	769	956	
適格性		共通事項	◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
		団体の運営、 会計処理等	◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
		事業実績報告書等により、事業内容と補助目的の整合性を確認するとともに、適切な処理を行っている。繰越金は発生していない。						

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評 価
1 補助金 交付基準 との適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
	(4)見直し期間 (終期設定)	◆ 上記以外	■ 合致しない
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 有(4年以上)
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 継続4年未満
2 公益性	(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
		◇ 上記以外	□ 同一団体補助だが、見直し設定していない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	■ 合致する
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	■ 合致する (※左欄2項目とも適合)
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	□ 概ね合致する
	2公益性	◇ 上記以外	□ 合致しない
		(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		保護者の仕事と子育ての両立を支援することで、総合計画の重点施策の推進に寄与している。	■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
3 必要性	3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		各施設がより充実した環境で一時預かりを行い、子育て支援及び児童福祉の向上を図るために、今後も進めていくべき施策である。	■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
4 効果	4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		30施設からの申請に対し、85,847千円を交付し、私立幼稚園・認定こども園で一時預かりを行うことにより、保育を必要とする保護者にとって保育所以外の選択肢が増えたことから、認可保育所の待機児童解消にも貢献している。	■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
5 その他	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	
		1(3)補助率の参考基準:国の要綱どおりの基準額である。	

4 令和3年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補 助 金 名 称 (当 時)	旭川市一時預かり事業(幼稚園型)補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
見直し	他都市の状況を踏まえ、見直しを検討すること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
令和5年度	特別支援分の市単費による補助の実施は令和4年度で終了している。(令和6年度以降は、国の子ども・子育て支援交付金において特別支援分の財源負担が行われることとなり、国1／3・道1／3・市1／3の負担割合で、国の事業実施要綱に基づいて、特別支援分の補助を実施している。)

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5 補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 題	国の実施要綱に基づいて補助事業を行っているものであるため、補助実施上の課題はない。
解決に向けた取組	—

6 全体的評価

評 価	結 果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	子ども・子育て支援法に基づき実施する「地域子ども・子育て支援事業」の1つであり、幼稚園等の通常の利用時間以外での預かりを行うことで子育て世帯の支援を行っているものであり、継続的に実施することが必要である。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.99】

補 助 金 名 称	旭川市一時預かり事業(幼稚園型)無償化事務費補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(事業費補助)					始期	R2		終期	R6
予 算 事 業 名	私立一時預かり事業					(事業コード)		012108		
所 管 部 署	子育て支援 部 こども保育 課					係	電話番号		内線 5285	
交付先(団体、個人等)	市内に私立幼稚園・認定こども園を設置する学校法人・社会福祉法人									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		市内の一時預かり事業(幼稚園型)実施施設							
	(意図) どういう状態にしたい		当該施設に在園する児童の保護者が行う、施設等利用費支給認定申請等が円滑に実施される。							
対象事業等の内容	施設等利用費支給認定申請等の幼児教育・保育の無償化に係る事務に要する経費について補助を行う。									
積算方法	園割(1園当たり12,000円)と認定児童数割(1人当たり350円)に当該年度の認定児童数を乗じた額を合算する。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助金交付施設数					②				
	単位:施設					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	17	17	18	20	21					
成果指標と過去5年間の実績	① 補助金交付施設に在園する認定児童数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	649	516	528	514	530					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		344	363	386	410	
		協議会負担						
		運営費		38	88	98	70	
		その他						
	収入合計		382	451	484	480		
	市補助率(%)		90.1%	80.5%	79.8%	85.4%		
	支出合計		382	451	484	480		
うち食糧費、交際費								
次年度繰越		0	0	0	0			
市負担額	一般財源		344	363	386	410		
	特定財源							
	人件費	正職員	人工	0.1	0.1	0.1	0.1	
			金額	375	384	388	392	
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		719	747	774	802		
受益対象者数		17	18	20	21			
補助金単位コスト(単位:円)		42,294	41,500	38,700	38,190			
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、 会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			事業実施報告書等により、事業内容と補助目的の整合性を確認するとともに、適切な処理を行っている。繰越金は発生していない。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評 価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
	(3)補助率の参考基準	◆ 上記以外	■ 合致しない
		◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
	(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)		□ 有(4年未満)	
◇ 奨励目的の補助、終期を設定		□ 有(4年以上)	
(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 終期未設定で、補助継続4年以上	□ 継続4年未満	
		■ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)	
(6)支出を証する 書類の添付	□ 同一団体補助だが、見直し設定していない		
	□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない		
	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する	
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
2 公益性	◆ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	■ 合致する (※左欄2項目とも適合)	
	◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	□ 概ね合致する	
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
3 必要性	一時預かり事業(幼稚園型)実施施設に在園する児童の保護者が施設等利用費支給認定申請を行う際、実施施設を通して申請することになっているため、実施施設の事務負担が増大している。申請事務の際に必要な事務用品や通信運搬費などを補助することにより、認定申請が円滑に実施されることに寄与している。	■ 公益性が高い	
		□ 公益性が高いとは言えない	
	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
4 効果	各施設がより円滑に施設等利用費支給認定を申請できるようにすることによって、保育の必要性がある児童の利用施設の選択肢が増えることに繋がる。	■ 必要性が高い	
		□ 必要性が高いとは言えない	
	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
5 その他	21施設に対し、410千円交付しており、申請事務の際に必要な事務用品や通信運搬費などの補助により、認定申請が円滑にされることで、保育の必要性がある児童の利用施設の選択肢が増えることから、待機児童0の維持に貢献している。	■ 効果が高い	
		□ 効果が高いとは言えない	
5 その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		
	1-(2),(3) 幼児教育・保育の無償化制度の導入に伴う保護者及び各施設の事務負担増大に対応し、円滑に制度が運営されるようにするため、認定児童数に応じて補助基準額を設定している。このため、補助率の設定ではなく、補助基準額を超過した金額を受益者負担としている。		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市一時預かり事業(幼稚園型)無償化事務費補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
見直し	他都市の状況を踏まえ、見直しを検討すること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
令和6年度	無償化が始まり5年が経過し、役割を終了したとして令和6年度で終了。

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	終了	令和6年度で終了
外部評価	—	—
2次評価	終了	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

【No.100】

補助金名称	旭川市延長保育事業補助金									
補助金の性格	団体への補助(事業費補助金)					始期	H7		終期	-
予算事業名	延長保育事業補助金					(事業コード)		012110		
所管部署	子育て支援部 こども保育課					係	電話番号		内線 5285	
交付先(団体、個人等)	延長保育事業実施施設として、市が指定する認可保育所等を運営する法人等									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		延長保育事業実施施設を運営する法人等							
	(意図) どういう状態にしたい		保護者の就労形態の多様化に伴うニーズへ対応し、通常の保育時間を超えた時間帯に保育を実施することで、児童の健全育成及び福祉の向上を図る。							
対象事業等の内容	通常の保育時間(保育標準時間:11時間、保育短時間:8時間)を超え。延長保育を実施する認可保育所等に対し、事業に係る経費を補助する。									
積算方法	1 保育標準時間:(1)利用対象児童数に応じた基本分 (2)減免対象児童に対する利用料免除加算分 2 保育短時間:(1)利用対象児童数に応じた基本分 (2)実施状況に応じた市独自加算分									
事業量指標と過去5年間の実績	① 標準時間を超える延長保育事業実施施設数(市立含む) 単位:施設					② 標準時間を超える延長保育事業の定員(市立含む) 単位:人				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	27	28	28	28	28	332	344	344	344	344
成果指標と過去5年間の実績	① 標準時間を超える延長保育事業1日平均利用者数(市立含む) 単位:人					② 延長保育事業延利用者数(市立含む、標準・短時間合計) 単位:人				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	158	168	162	155	146	144,907	143,127	138,577	135,878	134,025

2収支状況等

単位：千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		94,068	87,588	84,282	100,933	108,340
		利用者収入		4,940	4,969	4,966	4,751	4,751
		その他						
	収入合計		99,008	92,557	89,248	105,684	113,091	
	市補助率(%)		95.0%	94.6%	94.4%	95.5%	95.8%	
	支出合計		99,008	92,557	89,248	105,684	113,091	
うち食糧費、交際費								
次年度繰越								
市負担額	一般財源		56,183	48,095	43,187	52,103	49,601	
	特定財源		37,885	39,493	41,095	48,830	58,739	
	人件費	正職員	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	
		人工金額	2,252	2,302	2,327	2,350	2,423	
	臨時・嘱託／会計年度任用職員							
	その他事務費							
	合計		94,068	87,588	84,282	103,283	110,763	
受益対象者数		1,126	1,056	1,005	1,468	1,468		
補助金単位コスト(単位:円)		83,542	82,943	83,863	70,356	75,452		
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営、会計処理等		◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
			◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている					
		◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である						
		事業実績報告書等により、事業内容と補助目的の整合性を確認しており、適切な処理が行われている。						

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◆ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
2 公益性	(4)見直し期間(終期設定)	◆ 上記以外	■ 合致しない
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
			□ 有(4年以上)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 継続4年未満
	(5)交付規程(支出根拠)	◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	■ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
			□ 同一団体補助だが、見直し設定していない
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
		◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する(※左欄2項目とも適合)
3 必要性	(6)支出を証する書類の添付	◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		旭川市子ども条例に基づく第2期旭川市子ども・子育てプランの子育て環境の充実の推進に寄与している。	■ 公益性が高い
	3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		保育所は基本的に市が支弁する運営費と各種補助で補われており、当該補助がなければ独自に本事業を実施することは困難である。	■ 必要性が高い
	4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		92施設からの申請に対し、100,933千円を交付しており、通常の保育時間を超えて保育が必要となる児童に対して保育時間の延長を行うことにより、保護者の子育てと就労の両立が図られている。	■ 効果が高い
5 その他	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	
		1-(3)	□ 効果が高いとは言えない
	補助率の参考基準	補助率の参考基準:保育所は基本的に市が支弁する運営費と各種補助で賄われており、当該補助がなければ独自に本事業を実施することは困難である。また、国からの交付金に基づく補助金制度であり、毎年度国からの通知に基づいて補助基準額の見直し等を行っている。	
	2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		旭川市子ども条例に基づく第2期旭川市子ども・子育てプランの子育て環境の充実の推進に寄与している。	■ 公益性が高い
	3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		保育所は基本的に市が支弁する運営費と各種補助で補われており、当該補助がなければ独自に本事業を実施することは困難である。	■ 必要性が高い
	4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		92施設からの申請に対し、100,933千円を交付しており、通常の保育時間を超えて保育が必要となる児童に対して保育時間の延長を行うことにより、保護者の子育てと就労の両立が図られている。	■ 効果が高い
	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	
		1-(3)	□ 効果が高いとは言えない

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市延長保育事業補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
見直し	他都市の状況を踏まえ、見直しを検討すること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
令和4年度	短時間延長保育の利用者の負担する延長保育料金を低額に設定しているため、施設の収入が減ることを補填する目的で加算をしているものであること、道内主要都市9市のうち6市が国基準のほかに独自加算を行っている状況にあったことから、令和4年度のフォローアップにおいて継続実施するものと整理済である。

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	国の実施要綱に基づいて補助事業を行っているものであるため、補助実施上の課題はない。
解決に向けた取組	—

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	子ども・子育て支援法に基づき実施する「地域子ども・子育て支援事業」の1つであり、保育所等の通常の利用時間以外での預かりを行うことで子育て世帯の支援を行っているものであり、継続的に実施することが必要である。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

【No.101】

補 助 金 名 称	旭川市認可外保育施設利用者補助金									
補 助 金 の 性 格	個人への補助					始期	H28		終期	-
予 算 事 業 名	認可外保育施設利用者補助金					(事業コード)		012135		
所 管 部 署	子育て支援 部 こども保育 課					係	電話番号		内線 5287	
交付先(団体、個人等)	個人									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		認可外保育施設を利用する一定所得以下の多子・ひとり親世帯等							
	(意図) どういう状態にしたい		保護者が負担する月額保育料の一部を補助することで、子どもを安心して育てることができるような環境を整備する。							
対象事業等の内容	認可外保育施設の保育料の一部を補助する。									
積算方法	市民税所得割額77,100円以下のひとり親世帯等に対し、保護者が監護し生計を同じくする子どもの人数でカウントし、第1子は月額保育料の2分の1相当額(上限11,000円)、第2子以降は月額保育料の同額相当(上限22,000円)を補助。市民税所得割額57,699円以下のひとり親世帯等以外に対し、第2子以降の月額保育料の2分の1相当額(上限11,000円)を補助する。ただし、3歳未満児については保育の必要性が要件。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助延べ件数					②				
	単位:件					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	31	34	0	6	0					
成果指標と過去5年間の実績	① 認可外保育施設等入所児童数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	389	321	282	243	213					

2収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		366		66		132
		協議会負担						
		その他						
	収入合計		366		66		132	
	市補助率(%)		100.0%		100.0%		100.0%	
	支出合計		366		66		132	
	うち食糧費、交際費							
	次年度繰越		0		0		0	
市負担額	一般財源		366		66		132	
	特定財源							
	人件費	正職員	人工金額	0.1		0.1		0.1
				751		776		808
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		1,117		842		940	
受益対象者数		34		6		1		
補助金単位コスト(単位:円)		32,853		140,333		940,000		
適格性	共通事項 団体の運営、 会計処理等		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない					
			◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
			◇ 会計処理が適正である ◇ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている					
			◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			補助申請(額の確定を兼ねている)の際に、事業内容と補助目的の整合性を確認するとともに、適切な処理を行っている。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評 価
1 補助金 交付基 準との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◆ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
	(4)見直し期間(終期設定)	◆ 上記以外	■ 合致しない
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 有(4年以上)
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 継続4年未満
2 公益性	(5)交付規程(支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
		◇ 上記以外	□ 同一団体補助だが、見直し設定していない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	■ 合致する
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	■ 合致する(※左欄2項目とも適合)
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	□ 概ね合致する
	2公益性	◇ 上記以外	□ 合致しない
		(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		幼児教育・保育の無償化の対象とならない低所得者・多子世帯の保育料の負担を軽減し子どもを安心して育てることができる環境を整備する。	■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
3 必要性	3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		幼児教育・保育の無償化の対象とならない低所得者・多子世帯の保育料の負担を軽減し子どもを安心して育てることができる環境を整備する。	■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
4 効果	4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		令和6年度実績なし	□ 効果が高い
			■ 効果が高いとは言えない
5 その他	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	
		1(3)補助率の参考基準：認可外保育施設を利用する低所得世帯の負担軽減のため補助金。認可保育施設を利用する保護者には、ひとり親世帯等や多子世帯へ軽減措置があるが、認可外保育施設を利用する世帯に対する軽減措置はない。そのため、同じ子育て世帯である認可外保育施設を利用する世帯に対して負担軽減を図る目的で上限を超えた補助を行っている。	

4 令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補 助 金 名 称 (当 時)	旭川市認可外保育施設利用者補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	-
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5 補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 題	
解決に向けた取組	

6 全体的評価

評 価	結 果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	終了	現在入所中の対象者の卒園をもって終了
外部評価	-	-
2次評価	終了	-

結果欄：継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.102】

補 助 金 名 称	旭川市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(事業費補助)					始期	H30		終期	—
予 算 事 業 名	保育士確保事業費					(事業コード)	012139			
所 管 部 署	子育て支援 部 こども保育 課					係	電話番号		内線 5296	
交付先(団体、個人等)	認可保育所等を運営する法人									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		認可保育書等を運営する法人							
	(意図) どういう状態にしたい		保育所等に勤務する保育士の宿舎を借り上げるための費用の一部を補助することにより、市内の保育所等への就職促進及び就労継続を図る。							
対象事業等の内容	法人が借り上げて補助対象保育士が住んでいる宿舎の賃借料、管理費、共益費の合計額の4分の3にあたる額を、最大60月間を上限とし、補助する。									
積算方法	【補助基準額】 上限 一戸当たり月額48,000円(令和元年度から引き続き補助対象保育士となる場合は月額50,000円)									
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助対象保育士数					② 補助対象施設数				
	単位:人					単位:施設				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	87	127	138	143	122	35	40	43	47	50
成果指標と過去5年間の実績	① 補助金を利用して新たに就職した保育士数					② 補助金申請者の就労継続者数				
	単位:人					単位:人				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	36	33	29	29	26	39	77	97	110	95

2收支状況等

単位：千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		45,753	52,456	53,332	44,722	58,771
		協議会負担		15,252	17,487	17,779	14,908	19,590
		その他						
	収入合計		61,005	69,943	71,111	59,630	78,361	
	市補助率(%)		75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	
	支出合計		61,005	69,943	71,111	59,630	78,361	
うち食糧費、交際費								
次年度繰越		0	0	0	0	0		
市負担額	一般財源		15,259	17,491	17,786	14,916	19,593	
	特定財源		30,494	34,965	35,546	29,806	39,178	
	人件費	正職員	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
		人工金額	15,016	15,346	15,510	15,666	16,152	
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		60,769	67,802	68,843	60,388	74,923	
受益対象者数		127	138	143	122	144		
補助金単位コスト(単位:円)		478,496	491,319	481,420	494,984	520,299		
適格性		共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない				
				◆ 交付申請等が定めたとおりになっている				
		団体の運営、		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている				
		会計処理等		◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である				
				事業実績報告書等により、事業内容と補助目的の整合性を確認するとともに、適切な処理を行っている。				

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◆ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
(4)見直し期間 (終期設定)	◆ 上記以外(個人3/4)	■ 合致しない	
	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)	
		□ 有(4年以上)	
	◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 継続4年未満	
	◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)	
		□ 同一団体補助だが、見直し設定していない	
(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する	
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 合致する (※左欄2項目とも適合)	
	◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	■ 概ね合致する	
	◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。		
	◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	□ 合致しない	
2 公益性			
	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	保育士の確保により保育・教育施設での児童の受け入れが可能となり、待機児童解消に寄与している。	■ 公益性が高い	
3 必要性			
	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	市外から旭川市へ就職する際の移住の補助になり、若手保育士の就労継続にもつながるため、市内外からの新卒保育士確保のために必要である。	■ 必要性が高い	
4 効果			
	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	保育施設で勤務する無資格者が保育士となることで、児童の受け入れ増加・保育の質の向上につながる。	■ 効果が高い	
5 その他			
		□ 効果が高いとは言えない	
		「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	
		1(3)補助率の参考基準:国の補助制度を活用した事業のため、国要綱に基づいた補助率としている。なお、3/4の補助のうち、国1/2・市1/4の負担割合である。	
		1(4)見直し期間:保育士の確保により保育・教育施設での児童の受け入れが可能となり、待機児童解消に寄与しているため、今後も補助を継続する必要がある。	

4令和3年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補 助 金 名 称 (当 時)	旭川市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	
(2)対応年度	具体的な内容と効果
(その他の見直し)	
見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評 価	結 果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	各保育施設の若手保育士の確保の一助となっており、保育士の就労継続・離職防止に繋がっていることから、今後も保育人材確保のために必要な補助である。
外部評価	－	－
2次評価	継続	－

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

【No.103】

補 助 金 名 称	旭川市保育士資格取得支援事業補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(事業費補助)					始期	H30		終期	—
予 算 事 業 名	保育士確保事業費					(事業コード)		012139		
所 管 部 署	子育て支援 部 こども保育 課					係	電話番号		内線 5296	
交付先(団体、個人等)	認可保育書等を運営する法人等									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		認可保育所等を運営する法人等							
	(意図) どういう状態にしたい		保育従事者及び幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得を支援することにより、保育士及び保育教諭の増加を図る。							
対象事業等の内容	保育従事者及び幼稚園教諭免許状を有する者が保育士資格を取得するために要した養成施設の受講料等及び受講する保育従事者等の代替に伴う雇用上の補助を行う。									
積算方法	受講料等:補助対象経費の合計額の2分の1。ただし、上限有り。(上限額については、要綱を参照。) 代替保育従事者等雇上費:代替保育従事者等各々について、1日当たりの基準額と1日当たりの補助対象経費を比較していずれかの少ない方の合計額を算出した後に、その合計額を合算したもの。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 交付者数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	3	0	2	1	2					
成果指標と過去5年間の実績	① 保育士となった者のうち補助金を活用した者					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	3	0	2	1	2					

2収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金			329	300	329	750
		協議会負担			330	330	492	544
		その他						
	収入合計			659	630	821	1,294	
	市補助率(%)			49.9%	47.6%	40.1%	58.0%	
	支出合計			659	630	821	1,294	
	うち食糧費、交際費							
	次年度繰越			0	0	0	0	
市負担額	一般財源			165	150	165	375	
	特定財源			164	150	164	375	
	人件費	正職員	人工金額		0.1	0.1	0.1	0.1
					767	776	783	808
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計			1,096	1,076	1,112	1,558	
受益対象者数				2	1	2	2	
補助金単位コスト(単位:円)				548,000	1,076,000	556,000	779,000	
適格性		共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない				
				◆ 交付申請等が定めたとおりになっている				
		団体の運営、 会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている				
				◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である				
		事業実績報告書等により、事業内容と補助目的の整合性を確認するとともに、適切な処理を行っている。						

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
	(4)見直し期間(終期設定)	◆ 上記以外	■ 合致しない
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 有(4年以上)
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 継続4年未満
2 公益性	(5)交付規程(支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
		◇ 上記以外	□ 同一団体補助だが、見直し設定していない
	(6)支出を証する書類の添付		■ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
		◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 合致する
		◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	□ 合致する(※左欄2項目とも適合)
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	■ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		保育士の確保により保育・教育施設での児童の受け入れが可能となり、待機児童解消、保育の質の向上に寄与している。	■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
3 必要性	3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		保育士の確保により保育・教育施設での児童の受け入れが可能となり、待機児童解消、保育の質の向上に寄与している。	■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
4 効果	4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		保育施設で勤務する無資格者が保育士となることで、児童の受け入れ増加・保育の質の向上につながる。	■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
5 その他	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	
		1(3)補助率の参考基準:国の補助制度を活用した事業のため、国要綱に基づいた補助率としている。なお、1/2の補助のうち、国1/2・市1/2の負担割合である。	
		1(4)見直し期間:保育士の確保により保育・教育施設での児童の受け入れが可能となり、待機児童解消に寄与しているため、今後も補助を継続する必要がある。	

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市保育士資格取得支援事業補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	必要な人に補助内容がしっかりと伝わるように周知すること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
令和4年度～令和6年度	各園からの問合せに対し、本補助金の助成内容について説明を行った結果、毎年若干名ではあるが希望者に補助金を支給することができた。

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	経済的な負担が減ることで無資格者が保育士資格取得を目指すきっかけの1つとなり、保育施設としても人材確保に繋がる制度であることから、今後も必要な補助制度である。
外部評価	－	－
2次評価	継続	－

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.104】

補助金名称	旭川市特別支援保育事業補助金(医療的ケア児保育支援事業費補助金)									
補助金の性格	団体への補助(事業費補助)					始期	R6		終期	-
予算事業名	医療的ケア児保育支援費					(事業コード)		012150		
所管部署	子育て支援部 こども保育課					係	電話番号		内線 5327	
交付先(団体、個人等)	特別支援保育事業を実施する認可保育所等を運営する法人									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		特別支援保育事業を実施する認可保育所等を運営する法人							
	(意図) どういう状態にしたい		医療的ケア児に対する保育の充実及びその保護者に対する就労支援の充実							
対象事業等の内容	未就学の医療的ケア児が保育所等の利用を希望する場合に受入れが可能となるよう体制を整備するため、看護師配置に係る人件費等の経費の一部を補助する。									
積算方法	【補助基準額】 1 看護師又は訪問看護事業所等からの看護師派遣に係る費用 補助基準額 1人当たり 年額5,290千円 ※複数配置の加算額 5,290千円 2 認定特定行為業務従事者である保育士等の配置に係る人件費 補助基準額 1人当たり 年額4,950千円 ※複数配置の加算額 4,950千円 3 保育補助者の配置に係る補助 補助基準額 1人当たり 年額2,170千円 (1)派遣された看護師又は認定特定行為業務従事者である保育士等を補助し、医療的ケア児の保育を行う保育士等を加配する場合の人件費が対象 (2)看護師を配置している場合は対象外 4 保育士等が認定特定行為業務従事者となるための必要な知識、技能を習得するための研修受講費用の補助 補助基準額 1施設当たり 年額300千円									
事業量指標と過去5年間の実績	① 医療的ケア児保育支援事業実施施設数(私立) 単位:施設					② 相談件数 単位:件				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
					1					5
成果指標と過去5年間の実績	① 審査会において入所可能と認定された児童数 単位:人					② 医療的ケア児として保育所等へ入所した児童数 単位:人				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
					2					0

2収支状況等

単位：千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金					2,747	18,062
		運営費					0	0
		その他						
	収入合計					2,747	18,062	
	市補助率(%)					100.0%	100.0%	
	支出合計					2,747	18,062	
	うち食糧費、交際費							
次年度繰越					0	0		
市負担額	一般財源					1,374	9,031	
	特定財源					1,373	9,031	
	人件費	正職員	人工金額				0.1	0.1
		臨時・嘱託／会計年度任用職員					783	808
	その他事務費							
	合計					3,530	18,870	
	受益対象者数					2	3	
補助金単位コスト(単位:円)					1,765,000	6,290,000		
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			事業実績報告書等により、事業内容と補助目的の整合性を確認するとともに、適切な処理を行っている。繰越金は発生していない。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付 基準 との 適合 性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
	(4)見直し期間(終期設定)	◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
			□ 有(4年以上)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 継続4年未満
	(5)交付規程(支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する(※左欄2項目とも適合)
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		特別な支援を要する児童を受け入れる団体に対して効果が行き渡っており、対象児童の成長の促し及び対象児童を持つ保護者への支援に寄与している。	■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
	3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		対象児童が増加傾向にあり、相談実績も徐々に増えてきている。	■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
	4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		R6年度実績としては相談件数5件、入所可能と認定された児童数2人、医療的ケア児として保育所等へ入所した児童数0人と、数字のうえでは少し物足りない結果とはなっている。しかし、既にR7年度からの保育所等利用が決定している児童が1名、審査会を通過し、これから入所選考にかかる児童が1人いるなど、さらには在園中のらの医療的ケア児への切り替え希望など、徐々に結果も出始めている。そして、R6年度からこの補助事業が始まって以降、多くの関係者から、医療的ケア児及びその保護者にとって、当該児童の退院後の生活向上のための選択肢が増えたことを高く評価していただいており、それが事業初年度としてもっとも大きな効果であったと思われる。	■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	
		団体への補助率の基準である1/2を超えているが、医療的ケア児の受入れ体制の充実を図るためには看護師の雇用は必須であるため、雇用にあたり基準を超えた補助が必要であるため。	

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
	-
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	当該事業の対象となる医療的ケア児の潜在的な人数の把握。
解決に向けた取組	医療機関等を対象としたアンケートの実施等。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	5月1日時点で医療的ケア児の受入れを2名予定しており、相談件数も増えていることから、医療的ケア児の受入れ体制の充実を図る必要があり、本補助金の必要性は高い。国の方針も制度の拡充に動いていることから、国の動向を注視しながら、適正な事業実施の在り方について検討していく。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.105】

補 助 金 名 称	旭川市保育所等性被害防止対策事業費補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(事業費補助)					始期	R6		終期	R6
予 算 事 業 名	保育所等性被害防止対策事業費					(事業コード)	012152			
所 管 部 署	子育て支援 部 こども保育 課					係	電話番号		内線5287	
交 付 先 (団 体 、 個 人 等)	認定こども園、認可保育所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、一時預かり事業所、認可外保育施設、放課後児童クラブ									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		認定こども園や認可保育所等の児童福祉施設							
	(意図) どういう状態にしたい		パーテーションや保護者からの確認依頼に応えるための保育内容を記録するカメラ等の設置・運用により、子どものプライバシー保護など施設における性被害防止対策に資する環境整備が図られる。							
対象事業等の内容	パーテーションやカメラ等の性被害防止対策に資する設備等の導入に係る費用を補助する。									
積算方法	補助基準額 1施設10万円(補助率3/4(国1/2、市1/4、事業者1/4)) 補助上限額 75,000円(うち国補助上限50,000円)									
事業量指標と過去5年間の実績	① 旭川市性被害防止対策事業費補助金申請数 単位:件					②				

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	市補助金					3,108	
		事業者負担					1,650	
	収入合計					4,758		
	市補助率(%)					65.3%		
	支出合計					4,758		
うち食糧費、交際費								
次年度繰越					0			
市負担額	一般財源					1,087		
	特定財源					2,021		
	人件費	正職員	人工金額				0.3	
						2,350		
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計					5,458		
受益対象者数						44		
補助金単位コスト(単位:円)						124,045		
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◇ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			会計処理については、会計責任者のもとで行われており、また、総会時等において会計監査報告を受けていることから、適正に処理されている。なお、繰越金は生じていない。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◆ 団体 1/2以内	■ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	■ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満
		◆ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
		◇ 終期未設定で、補助継続4年以上	□ 同一団体補助だが、見直し設定していない
			□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する (※左欄2項目とも適合)
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	保育所等において、児童を性被害から防止するための利用環境整備に資するものである。		■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	保育所等の利用児童を性被害から守り、安全で安心な利用環境の整備に資するものであり、特に中小規模の施設における環境整備推進に寄与した。		■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	市内の保育所等44施設において、カメラやパーテーション等の設備が導入されたことで、性加害の抑止や性被害発生時に適切に対応できる環境が整備され、市民が安全で安心に利用できる環境が整備された。		■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 題	国の補助メニューに則したものであるが、導入設備による性被害防止対策効果が図りにくい。
解決に向けた取組	単年度実施のため喫緊の見直しは行わないが、次回の実施機会があれば今回実施結果を踏まえた制度構築を検討する。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	終了	令和6年度で終了
外部評価	—	—
2次評価	終了	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

【No.106】

補 助 金 名 称	旭川市私立幼稚園幼児教育推進補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(事業費補助)						始期	H20	終期	—
予 算 事 業 名	幼稚園振興費						(事業コード)		042305	
所 管 部 署	子育て支援 部 こども保育 課						電話番号		内線 5285	
交付先(団体、個人等)	市内に私立幼稚園を設置する学校法人									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		市内の私立幼稚園設置者							
	(意図) どういう状態にしたい		私立幼稚園での教材教具の購入及び賃借に補助することにより、教育環境及び教職員の資質の向上並びに私学経営の安定を図るとともに、間接的に保護者の経済的負担を軽減する。							
対象事業等の内容	私立幼稚園において教材教具として使用する消耗品や図書等の購入及び賃借に要する経費の一部を補助する。また、教育の質の向上に資するために教職員が参加する研修に要する経費の一部を補助する。									
積算方法	予算の範囲内において定めた額。幼稚園を単位とする「均等割額」、各幼稚園の園児数に応じた「園児数割額」、学級数に応じた「学級割額」の合算額を補助基準額とする。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 園児及び教職員一人当たりの補助金額					②				
	単位:円					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	4,524	4,677	5,428	5,931	6,297					
成果指標と過去5年間の実績	① 市内私立幼稚園等園児数					② 市内私立幼稚園等教員数				
	単位:人					単位:人				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	2,391	2,237	1,997	1,836	1,644	351	346	345	339	341

2収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		11,329	11,945	12,124	11,716	13,243
		事業者負担		13,890	14,394	14,795	14,254	14,617
		その他						
	収入合計		25,219	26,339	26,919	25,970	27,860	
	市補助率(%)		44.9%	45.4%	45.0%	45.1%	47.5%	
	支出合計		25,219	26,339	26,919	25,970	27,860	
	うち食糧費、交際費							
	次年度繰越		0	0	0	0	0	
市負担額	一般財源		11,329	11,945	12,124	11,716	13,243	
	特定財源					0	0	
	人件費	正職員	人工金額	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
				751	767	776	783	808
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		12,080	12,712	12,900	12,499	14,051	
受益対象者数			2,583	2,342	2,175	1,985	1,886	
補助金単位コスト(単位:円)			4,677	5,428	5,931	6,297	7,450	
適格性		共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない				
		団体の運営、		◆ 交付申請等が定めたとおりになっている				
		会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている				
				◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である				
				事業実績報告書等により、事業内容と補助目的の整合性を確認するとともに、適切な処理を行っている。繰越金は発生していない。				

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評 価
1 補助金 交付基準 との適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◆ 団体 1/2以内	■ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
	(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 上記以外	□ 合致しない
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
			□ 有(4年以上)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 継続4年未満
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
2 公益性	(5)交付規程 (支出根拠)	◇ 同一団体補助だが、見直し設定していない	■ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
		◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する (※左欄2項目とも適合)
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		総合計画の重点施策の推進に寄与している。	■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
3 必要性	3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		補助事業に類似したサービス等を提供する団体等もなく、補助金を廃止・縮小すると保護者負担に転嫁される。	■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
4 効果	4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		26施設に対し、11,716千円を交付しており、事業実施により幼稚園の教育環境及び教職員の資質の向上並びに私学経営の安定が図られ、間接的に保護者負担の軽減に繋がっている。	■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
5 その他	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	
		1(4)見直し期間:私立幼稚園の私学振興を目的としており、終期の設定にはなじまない。	

4令和3年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補 助 金 名 称 (当 時)	旭川市私立幼稚園幼児教育推進補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
見直し	幼児教育・保育の無償化で保護者の経済的負担が軽減されたことから、補助金の在り方を検討すること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
	保護者の経済的な負担軽減のみならず、幼稚園等の教育の質の向上のために実施している支援であり、関係団体からも強い要望もあることから、実施の継続が必要であると考えている。

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 題	昨今増加している特別支援に係る支援等
解決に向けた取組	令和7年度限定で、特別支援の教育に資する教材教具整備のための補助加算額を設定している。

6全体的評価

評 価	結 果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	幼稚園の教育環境及び教職員の質の向上並びに私学経営の安定が図られているものであることから、継続的に実施することが必要である。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.107】

補 助 金 名 称	里帰り出産等妊婦健診補助金									
補 助 金 の 性 格	個人への事業費補助					始期	H21		終期	—
予 算 事 業 名	出産支援推進費					(事業コード)		011106		
所 管 部 署	子育て支援 部		おやこ応援 課		子育てサービス 係		電話番号		内線 81-801	
交付先(団体、個人等)	個人									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		旭川市に住民登録している妊婦のうち、里帰り等で市外の医療機関で妊婦健康診査を受けた者							
	(意図) どういう状態にしたい		里帰り分娩に係る経済的負担を軽減し、健康な妊娠、出産を迎えるため、異常の早期発見及び適切な対応を目的とする妊婦健康診査の積極的な定期受診の推進を図る。							
対象事業等の内容	里帰り分娩等により市外の医療機関で妊婦健康診査を受けた者の費用の一部を補助する。なお、この補助金は平成21年度から実施しているが、平成25年度から一般財源化されたものである。令和6年10月以降北海道協定に加入したことにより、道外の医療機関での受診者費用の一部補助を行う。									
積算方法	領収書や明細書により、産婦健康診査に係る検査内容及び経費を審査し、本市が補助する検査内容及び補助上限額の範囲内で補助額を決定している。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助対象者数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	136	117	121	93	109					
成果指標と過去5年間の実績	① 妊婦健診受診率					②				
	単位:%					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	98.2%	94.6%	99.9%	99.7%	97.9%					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		2,455	2,767	2,227	2,114	1,451
		協議会負担						
		その他						
	収入合計		2,455	2,767	2,227	2,114	1,451	
	市補助率(%)		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
	支出合計		2,455	2,767	2,227	2,114	1,451	
	うち食糧費、交際費							
	次年度繰越							
市負担額	一般財源		2,455	2,767	2,227	2,114	1,451	
	特定財源							
	人件費	正職員	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	
		人工金額	2,252	2,302	2,327	2,349	2,423	
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		4,707	5,069	4,554	4,463	3,873	
受益対象者数		117	121	93	109	77		
補助金単位コスト(単位:円)		40,231	41,893	48,968	40,945	50,299		
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、 会計処理等		◇ 会計処理が適正である ◇ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			里帰り出産等により市外で受けた妊婦健康診査に係る検査内容と費用を領収書等から審査し、補助額を決定しており、適正に処理している。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
	(4)見直し期間(終期設定)	◆ 上記以外	■ 合致しない
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 有(4年以上)
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 継続4年未満
2 公益性	(5)交付規程(支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する(※左欄2項目とも適合)
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	2 公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		R6.10月以降は妊婦健診の北海道協定加入に伴い、道内受診分は妊婦健診受診票の利用が可能となった。里帰り等で道外の医療機関を受診した者は自己負担で受診している。市内の委託医療機関で受診した場合と同様の補助を行うことを目的とした制度であり、個別に妊婦健康診査にかかった費用の実費相当額を補助している。	■ 公益性が高い
	3 必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		道内外問わず、同様の補助を行うことを目的とし、妊婦健康診査にかかった費用の実費相当額を補助する必要がある。	■ 必要性が高い
4 効果	4 効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		令和7年度は、実109人(延532人)に対し、妊婦健康診査実施費用の一部を補助した。経済的負担の軽減及び妊婦健康診査の受診促進を図ることにより、健やかな妊娠継続に寄与することができ、効果的であった。	■ 効果が高い
	5 その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	□ 効果が高いとは言えない
		1 (3)補助率の参考基準:市外(R6.10月以降は道外)の医療機関で妊婦健康診査を受診した者に対し、市内の委託医療機関で受診した場合と同様の補助を行うことを目的とした制度であり、個別に妊婦健康診査にかかった費用の実費相当額を補助している。	

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	里帰り出産等妊婦健診補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	経済的負担の軽減及び妊婦健康診査の受診促進を図ることにより、健やかな妊娠継続に寄与することができるため。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

【No.108】

補 助 金 名 称	里帰り出産等産婦健診補助金										
補 助 金 の 性 格	個人への事業費補助						始期	R3		終期	—
予 算 事 業 名	出産支援推進費						(事業コード)		011106		
所 管 部 署	子育て支援 部		おやこ応援 課		子育てサービス 係		電話番号		内線 81-801		
交付先(団体、個人等)	個人										
交付目的	(対象) 誰、何に対して		旭川市に住民登録している妊婦のうち、里帰り等で市外の医療機関で産婦健康診査を受けた者								
	(意図) どういう状態にしたい		里帰り分娩に係る経済的負担を軽減し、健康な妊娠、出産を迎えるため、異常の早期発見及び適切な対応を目的とする妊婦健康診査の積極的な定期受診の推進を図る。								
対象事業等の内容	里帰り分娩等により市外の医療機関で産婦健康診査を受けた者の費用の一部を補助する。なお、この補助金は平成21年度から実施しているが、平成25年度から一般財源化されたものである。令和6年10月以降北海道協定に加入したことにより、道外の医療機関での受診者費用の一部補助を行う。										
積算方法	領収書や明細書により、産婦健康診査に係る検査内容及び経費を審査し、本市が補助する検査内容及び補助上限額の範囲内で補助額を決定している。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助対象者数					②					
	単位:人					単位:					
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06	
		88	93	76	85						
成果指標と過去5年間の実績	① 産婦健康診査受診回数					②					
	単位:回					単位:					
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06	
		114	118	102	130						

2収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		306	308	270	357	378
		協議会負担						
		その他						
	収入合計		306	308	270	357	378	
	市補助率(%)		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
	支出合計		306	308	270	357	379	
	うち食糧費、交際費							
	次年度繰越							
市負担額	一般財源		153	154	135	179	189	
	特定財源		153	154	135	178	189	
	人件費	正職員	人工金額	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1
				0	0	0	784	808
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		306	308	270	1,141	1,186	
受益対象者数			88	95	76	85	77	
補助金単位コスト(単位:円)			3,477	3,242	3,553	13,424	15,403	
適格性		共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいてい ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない				
		団体の運営、会計処理等		◆ 交付申請等が定めたとおりになっている				
				◇ 会計処理が適正である ◇ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている				
				◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である				
				里帰り出産等により市外で受けた産婦健康診査に係る検査内容と費用を領収書等から審査し、補助額を決定しており、適正に処理している。				

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
	(4)見直し期間(終期設定)	◆ 上記以外	■ 合致しない
◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)		□ 有(4年未満)	
◇ 奨励目的の補助、終期を設定		□ 有(4年以上)	
◆ 終期末設定で、補助継続4年以上		□ 継続4年未満	
(5)交付規程(支出根拠)		■ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)	
		□ 同一団体補助だが、見直し設定していない	
(6)支出を証する書類の添付		□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない	
	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する	
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する(※左欄2項目とも適合)
◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施			
◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。		□ 概ね合致する	
◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)			
2 公益性	◇ 上記以外	□ 合致しない	
	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	R6.10月以降は産婦健診の北海道協定加入に伴い、道内受診分は産婦健診受診票の利用が可能となった。里帰り等で道外の医療機関を受診した者は自己負担で受診している。市内の委託医療機関で受診した場合と同様の補助を行うことを目的とした制度であり、個別に産婦健康診査にかかった費用の実費相当額を補助している。	■ 公益性が高い	
3 必要性		□ 公益性が高いとは言えない	
	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	道内外関わらず、同様の補助を行うことを目的とし、産婦健康診査にかかった費用の実費相当額を補助する必要がある。	■ 必要性が高い	
4 効果		□ 必要性が高いとは言えない	
	(この補助金によってどのような効果があったのかを、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	令和6年度は、実人数85人に対し、産婦健康診査実施費用の一部を補助した。経済的負担の軽減及び産婦健康診査の受診促進を図ることにより、産後うつの予防や新生児への虐待予防、産後の母体の回復や授乳状況及び産婦の精神状態の把握等を図ることに寄与した。	■ 効果が高い	
5 その他		□ 効果が高いとは言えない	
	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		
	1(3)補助率の参考基準：市外(R6.10月以降は道外)の医療機関で産婦健康診査を受診した者に対し、市内の委託医療機関で受診した場合と同様の補助を行うことを目的とした制度であり、個別に産婦健康診査にかかった費用の実費相当額を補助している。令和3年度より産婦健康診査について補助を開始した。		

4 令和3年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5 補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 題	
解決に向けた取組	

6 全体的評価

評 価	結 果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	経済的負担の軽減及び産婦健康診査の受診促進を図り、産後の母体の回復や産婦の精神状態等の把握等を図ることに寄与できるため。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.109】

補 助 金 名 称	低所得の妊婦に対する初回産科受診料補助金									
補 助 金 の 性 格	個人への事業費補助					始期	R6		終期	—
予 算 事 業 名	出産支援推進費					(事業コード)	011106			
所 管 部 署	子育て支援 部		おやこ応援 課		子育てサービス 係		電話番号	内線 81-802		
交付先(団体、個人等)	個人									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		市民税非課税世帯の妊婦							
	(意図) どういう状態にしたい		低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、早期の産科受診の勧奨及び必要な支援につなぐため、初回産科受診料を助成する。							
対象事業等の内容	市民税非課税世帯の妊婦を対象に世帯の課税状況を確認した上で、初回産科受診料を上限10,000円として助成する。									
積算方法	同上									
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助対象者数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
					0					
成果指標と過去5年間の実績	① 申請者数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
					2					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金						200
		協議会負担						
		その他						
	収入合計						200	
	市補助率(%)						100.0%	
	支出合計						200	
	うち食糧費、交際費							
	次年度繰越						0	
市負担額	一般財源						100	
	特定財源						100	
	人件費	正職員	人工金額					0.1
								808
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計						1,008	
	受益対象者数						20	
補助金単位コスト(単位:円)						50,400		
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、 会計処理等		◇ 会計処理が適正である ◇ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
			□ 有(4年以上)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 継続4年未満
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
			■ 同一団体補助だが、見直し設定していない
			□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する (※左欄2項目とも適合)
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	保険適用外となる高額な医療費についての経済的負担を軽減する医療面の支援事業として、少子化対策の推進、次世代育成を進めるうえで、公益性が高い。		■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	少子化対策の一環として、市民税非課税世帯の妊婦に対し初回産科受診料を助成することにより、精神的・経済的負担の軽減を図る。		■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	令和6年度実績0/2人(該当者/申請者)		□ 効果が高い
			■ 効果が高いとは言えない
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		
	1(3)補助率の参考基準:国の基準に準じ、個別に初回産科受診料を補助している。		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	市民税非課税世帯の妊婦に対して、初回産科受診料を助成するために、さらなる周知が必要である。
解決に向けた取組	医療機関とも連携し、さらなる周知に努める。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	市民税非課税世帯の妊婦へ初回産科受診料を助成することにより、精神的・経済的負担をケアすることができるため。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.110】

補 助 金 名 称	旭川市不育症治療費補助金									
補 助 金 の 性 格	個人への事業費補助					始期	H29		終期	—
予 算 事 業 名	不妊対策推進費					(事業コード)		011219		
所 管 部 署	子育て支援 部		おやこ応援 課		子育てサービス 係		電話番号	内線 81-802		
交付先(団体、個人等)	個人									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		妊娠しても流産や死産、生後1週間以内の新生児死亡を繰り返す不育症と診断され、国内の産科婦人科を標榜する医療機関で治療を受けた夫婦。							
	(意図) どういう状態にしたい		経済的負担の軽減を図るとともに、これまで不育症を知らずに治療を受けていない又は治療費が高額であるため治療を受けられなかった不育症の夫婦が治療に臨むきっかけをつくる。							
対象事業等の内容	不育症と診断され、治療を受ける夫婦に対し、1回の治療期間につき10万円を上限に補助(市単独事業)。回数制限なし。									
積算方法	領収書及び明細書により、不育症治療にかかる経費を審査し、本市が補助する補助上限額の範囲内で補助金を決定している。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助対象者数(実人数)					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	8	8	7	15	14					
成果指標と過去5年間の実績	① 補助対象者数(延人数)					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	8	11	7	15	14					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		452	106	587	537	1,800
		協議会負担						
		その他						
	収入合計		452	106	587	537	1,800	
	市補助率(%)		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
	支出合計		452	106	587	537	1,800	
うち食糧費、交際費								
次年度繰越								
市負担額	一般財源		452	106	587	537	1,650	
	特定財源						150	
	人件費	正職員	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
		人工金額	751	767	776	783	808	
		臨時・嘱託／会計年度任用職員	131	108				
	その他事務費							
	合計		1,334	981	1,363	1,320	2,608	
受益対象者数		11	7	15	14	15		
補助金単位コスト(単位:円)		121,273	140,143	90,867	94,286	173,867		
適格性		共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている				
		団体の運営、会計処理等		◇ 会計処理が適正である ◇ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である				

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
			□ 有(4年以上)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 継続4年未満
		◆ 終期未設定で、補助継続4年以上	■ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
	(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する 書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する (※左欄2項目とも適合)
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	高額な医療費についての経済的負担を軽減する医療面の支援事業として、少子化対策の推進、次世代育成を進めるうえで、公益性が高い。		■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	少子化対策の一環として、不育症に悩む夫婦に対して治療費の一部を助成することにより、精神的・経済的負担の軽減を図る。		■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	当該事業についての周知の徹底や、不育症治療に対する理解の高まりから、毎年、一定の申請件数がある。令和6年度実績13/14人(新/延)		■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		
	1(3)補助率の参考基準:国及び道の基準に準じ、個別に不育症治療・検査にかかった費用の一部を補助している。		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市不育治療費補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	不育症に悩む夫婦に対して治療費の一部を助成するために、さらなる周知が必要である。
解決に向けた取組	医療機関とも連携し、さらなる周知に努める。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	不育症に悩む方の精神的・経済的負担をケアするために必要
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.111】

補 助 金 名 称	先進不妊治療助成事業補助金									
補 助 金 の 性 格	個人への事業費補助					始期	R5		終期	—
予 算 事 業 名	不妊対策推進費					(事業コード)		011219		
所 管 部 署	子育て支援 部		おやこ応援 課		子育てサービス 係		電話番号	内線 81-802		
交付先(団体、個人等)	個人									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		医療保険適用の体外受精等生殖補助医療と併用して厚生労働省にて先進医療として告示された治療及び技術の治療を受けた夫婦。							
	(意図) どういう状態にしたい		医療保険が適用されず、高額な医療費を要する先進不妊治療費用の一部を補助することにより、経済的負担の軽減を図り、自然妊娠による子どもを持つことを諦めていた夫婦が治療に臨むきっかけをつくる。							
対象事業等の内容	・1回の先進不妊治療に要した治療費を対象とする。助成基準額は交付1回あたり5万円とし、対象経費の実支出額と比較して少ない額に10分の7の助成率を乗じた額を助成する。 ・妻の治療開始年齢が39歳以下の場合は43歳まで1子ごとに6回(40歳以上43歳未満の場合は3回)を上限とする。									
積算方法	同上									
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助対象者数(実人数) 単位:人					② 単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
				48	89					
成果指標と過去5年間の実績	① 補助対象者数(延人数) 単位:人					② 単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
				68	121					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金				1,735	3,055	2,940
		協議会負担						
		その他						
	収入合計				1,735	3,055	2,940	
	市補助率(%)				100.0%	100.0%	100.0%	
	支出合計				1,735	3,055	2,940	
うち食糧費、交際費								
次年度繰越								
市負担額	一般財源				868	1,528	1,470	
	特定財源				867	1,527	1,470	
	人件費	正職員	人工金額			0.2	0.2	0.2
						1,551	1,567	1,615
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計				3,286	4,622	4,555	
受益対象者数					68	121	84	
補助金単位コスト(単位:円)					48,324	38,198	54,226	
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、会計処理等		◇ 会計処理が適正である ◇ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付 基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
	(4)見直し期間 (終期設定)	◆ 上記以外	■ 合致しない
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 有(4年以上)
		◆ 終期未設定で、補助継続4年以上	□ 継続4年未満
2 公益性	(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する 書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する (※左欄2項目とも適合)
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		保険適用外となる高額な医療費についての経済的負担を軽減する医療面の支援事業として、少子化対策の推進、次世代育成を進めるうえで、公益性が高い。	■ 公益性が高い
	3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		少子化対策の一環として、不妊症に悩む夫婦に対し医療保険が適用されず高額な医療費を要する先進不妊治療費の一部を助成することにより、精神的・経済的負担の軽減を図る。	■ 必要性が高い
4 効果	4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		令和6年度実績89/121人(新/延)	■ 効果が高い
	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	□ 効果が高いとは言えない
		1(3)補助率の参考基準:道の基準に準じ、個別に先進不妊治療にかかった費用の一部を補助している。	

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市特定不妊治療費補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
見直し	保険適用の状況を踏まえて、補助金の在り方を検討すること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
令和5年度	道の基準に準じ、特定不妊治療助成事業から先進不妊治療費助成事業へ移行した。

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	先進不妊治療に要した治療費の一部を助成するために、さらなる周知が必要である。
解決に向けた取組	医療機関とも連携し、さらなる周知に努める。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	先進不妊治療費助成の周知により、前年度よりも件数が増加したため。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.112】

補 助 金 名 称	新生児聴覚検査費補助金									
補 助 金 の 性 格	個人への事業費補助					始期	R5		終期	-
予 算 事 業 名	新生児聴覚検査事業					(事業コード)		011229		
所 管 部 署	子育て支援 部		おやこ応援 課			こども健康 係		電話番号	内線 81-806	
交付先(団体、個人等)	個人									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		本人又は保護者が旭川市に住民登録している乳児							
	(意図) どういう状態にしたい		聴覚障がいを早期に発見し、適切な支援を行うことで、障がいによる音声言語発達等への影響が最小限に抑える。							
対象事業等の内容	乳児1人あたり1回、上限3、000円として新生児聴覚検査にかかる費用の一部を助成する。 原則として生後1週間以内の検査を対象とし、検査方法は自動聴性脳幹反応検査(ABR)、もしくは耳音響放射検査(OAE)を対象とする。									
積算方法	同上									
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助対象者数(実人数)					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
				18	27					
成果指標と過去5年間の実績	① 検査の実施率(出生数÷助成人数)					②				
	単位:%					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
				92.5	94.2					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金				54	81	150
		協議会負担						
		その他						
	収入合計				54	81	150	
	市補助率(%)				100.0%	100.0%	100.0%	
	支出合計				54	81	150	
うち食糧費、交際費								
次年度繰越				0	0	0		
市負担額	一般財源				31	38	150	
	特定財源				23	43		
	人件費	正職員	人工金額			0.1	0.1	0.1
						776	783	808
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計				830	864	958	
	受益対象者数				18	27	35	
補助金単位コスト(単位:円)				46,111	32,003	27,371		
適格性		共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている				
		団体の運営、会計処理等		◇ 会計処理が適正である ◇ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である				

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付 基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	◆ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	◆ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
	(4)見直し期間 (終期設定)	◆ 上記以外	◆ 合致しない
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 有(4年以上)
		◆ 終期未設定で、補助継続4年以上	□ 継続4年未満
2 公益性	(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	◆ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する 書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	◆ 合致する (※左欄2項目とも適合)
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		新生児聴覚検査は保険適用外の検査であるが、経済的負担を軽減することで受診率が増加すれば聴覚障がい早期発見、適切な支援が可能となるため、子どもの健全な育成を図る上で公益性が高い。	◆ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
3 必要性	3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		早期発見することで障がいによる音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、経済的負担を軽減し受診の促進に繋げるために検査費用の一部を助成する必要がある。	◆ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
4 効果	4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		R6年度の受診率は94.2%となっている。検査の受診率は高いが、全国平均96.2%を下回っていることから、検査の周知及び助成額の検討が今後の課題である。	◆ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
5 その他	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	
		補助率の参考基準:国及び道の基準に準じ、個別に新生児聴覚検査にかかった費用の一部を助成している。	

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	上限額については増額する方向で検討する。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.113】

補 助 金 名 称	子育て応援緊急給付金									
補 助 金 の 性 格	個人への事業補助					始期	R5		終期	R6
予 算 事 業 名	子育て応援緊急給付金					(事業コード)		01-12-35		
所 管 部 署	子育て支援 部		おやこ応援 課		子育てサービス 係		電話番号	内線81-802		
交付先(団体、個人等)	個人									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		令和5年度中に出生した子を養育する者(本市から子育て応援ギフトの支給を受けた者に限る。)							
	(意図) どういう状態にしたい		物価高騰の影響が特に大きい乳児を養育する世帯の経済的な負担軽減を図る。							
対象事業等の内容	令和5年度中に出生した児童を養育する者(本市から子育て応援ギフトの支給を受けた者に限る。)に対し、5万円を支給する。									
積算方法	同上									
事業量指標と過去5年間の実績	① 支給者数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
			1,108	357						
成果指標と過去5年間の実績	① 支給額					②				
	単位:千円					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
			55,400	17,850						

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金				55,400	17,850	
		協議会負担						
		その他						
	収入合計				55,400	17,850		
	市補助率(%)				100.0%	100.0%		
	支出合計				55,400	17,850		
うち食糧費、交際費								
次年度繰越				0	0			
市負担額	一般財源				0	0		
	特定財源				55,400	17,850		
	人件費	正職員	人工金額			0.1	0.1	
						776	783	
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費				437	608		
	合計				56,613	19,241		
	受益対象者数				1,108	357		
補助金単位コスト(単位:円)				51,095	53,896			
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
(4)見直し期間 (終期設定)	◆ 上記以外	■ 合致しない	
	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	■ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満	
	◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)	
	◇ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 同一団体補助だが、見直し設定していない □ 奨励目的補助だが、終期を設定していない	
(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する	
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
(6)支出を証する 書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する (※左欄2項目とも適合)	
	◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施		
	◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する	
	◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	□ 合致しない	
	◇ 上記以外		
2 公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	物価高騰の影響を受けた乳児を養育する世帯を支援することで、本市経済の回復につなげようとするものであることから、公益性が高い。	■ 公益性が高い	
		□ 公益性が高いとは言えない	
3 必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	乳児を養育する世帯は物価高騰の影響を受けやすいため、経済的な支援が求められており、必要性が高かった。	■ 必要性が高い	
		□ 必要性が高いとは言えない	
4 効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	物価高騰の影響を受けた357件の乳児を養育する世帯を支援することで、経済活動回復の下支えに寄与した。	■ 効果が高い	
		□ 効果が高いとは言えない	
5 その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		
	1(2)、(3) 物価高騰対策として緊急に乳児を養育する世帯を支援するため、また、全額、国の臨時交付金の対象経費として実施したものであるため。		

4令和3年度行政評価への対応状況等 (行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	終了	令和6年度をもって終了
外部評価	—	—
2次評価	終了	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)